

パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和4年9月30日～令和4年10月31日実施）

| | |
|----|--------------------|
| | 意見等を提出した 人数(団体) |
| 大人 | 102人、3団体 |

対応区分別の項目数、件数

| 対応区分 | 件数 |
|--------------------------|-----|
| A. 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの | 46 |
| B. 意見の趣旨等は、条例案に盛り込み済みのもの | 51 |
| C. 条例案には盛り込まないもの | 2 |
| D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの | 94 |
| E. その他要望・意見等 | 170 |
| 計 | 363 |

○対応区分 「A. 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの」、「B. 意見の趣旨等は、条例案に盛り込み済みのもの」、「C. 条例案には盛り込まないもの」、「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」、「E. その他要望・意見等」

| 番号 | 項目 | 市民からの意見等の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|---------------|---|---|------|
| 1 | I 目的・基本理念について | 目的の1行目「子どもの権利」を尊重とありますがもっと基本的に権利の内容を示すため、以下のように変更はいかがでしょうか。 「子どもの権利」⇒「国連で採択された子どもの権利条約を基本とし（ORにかんがみ）」 こうすることで「子どもの権利」の中身が多少とも明確化されると思います。 | 文章修正 「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 2 | I 目的・基本理念について | 制定の背景の「子どもをめぐるさまざまな課題」の例示のひとつに「ヤングケアラー」も入れてほしい。ケアを担う子どもにとって、ケアの負担が子ども本来の育ちを阻害しているケースがあったとしてもその自覚がない場合が多く、まわりの大人が気づいて支援を検討する必要がある深刻な課題だと考えています。 | 文言追加 例示にヤングケアラーを加えることとします。 | A |
| 3 | I 目的・基本理念について | 基本理念の中に、子どもの学び(誰もが自分の可能性を伸ばせる)を入れても良いと思います。 | 文章修正 基本理念の⑤「自分らしく生きることや、自分の可能性を伸ばすことのできるまちづくり～」に表現を改めます。 | A |
| 4 | I 目的・基本理念について | 基本理念について 「子どもが権利の主体として尊重される。」⇒「子どもの権利」を主体として尊重する (「される」のではなく、大人側が子どもの意思を尊重して働きかけないと意味がないと思います。) | 文章修正 「子どもを権利の主体として尊重することを～」に表現を改めます。 | A |
| 5 | I 目的・基本理念について | 目的に、「子どもの権利条約」を入れて欲しい。子どもの権利条約に掲げられている内容が実現出来れば素晴らしいと思う。子どもに関わる大人のどのくらいの人が「子どもの権利条約」の内容を理解しているでしょうか？ 子どもに関わる全ての人の子どもの権利条約を学ぶ機会を是非つけて欲しい。 | 文章修正 「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |

| | | | | |
|----|---------------|--|---|---|
| 6 | I 目的・基本理念について | 「1 制定の背景」について 二段落目の「伝統があり」三段落目の「未成熟」という表現が気になります。必要ないと思います。五段落目の「自分を大切にできる心…大人への成長」はこう育て欲しいということの押し付けになるのではないのでしょうか。子どもの権利条約29条にそぐわないと考えます。 | 文章修正 「制定の背景」を「鹿児島市では、これまでも地域で子どもを大切に育てており、～」に表現を改め、また「未成熟で、」を削除します。加えて、5段落目を「～他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。」に表現を改めます。 | A |
| 7 | I 目的・基本理念について | 2 (2) 3「未来の社会の担い手」ではなく、子どもたちも「今の社会を生きる一員」だと思います。 | 文章修正 (2) ③は「社会を構成し、今の社会を生きる一員及び未来の社会の担い手として」に表現を改めます。 | A |
| 8 | I 目的・基本理念について | ②「規範意識などを身につけ、社会の一員として責任を果たすことのできる大人へと成長していきます」という文章は、権利と義務の関係を連想させ、権利条約の精神から大きくはずれる印象があります。模範意識は、おとなのあり様や子どもの育つ環境で、子ども自ら身につけていくものではないのでしょうか。 | 文章修正 制定の背景5段落目を「～他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。」に表現を改めます。 | A |
| 9 | I 目的・基本理念について | ・社会の一員として責任を果たす大人になるためには、規範意識だけでは足りず、主権者教育も必要だと思います。人権教育の記載もないようですが、主権者教育についてもぜひ言及いただきたいです。 | 文章修正 制定の背景5段落目を「～他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。」に表現を改めます。 | A |
| 10 | I 目的・基本理念について | 市が作る条例なので、鹿児島市としての「目的・理念」をしっかりと書きこんでください。日本政府が批准している子どもの権利条約に沿った条例になるように強く望みます。 | 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 11 | I 目的・基本理念について | 子どもが大切にされる、安心して大人になれる、これは基本中の基本です。日本国憲法と児童の権利～のところに子どもの権利条約と書き足してほしいと思います。 | 条例に規定する場合は、通称名ではなく正式名称で記載する必要があります。 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 12 | I 目的・基本理念について | 「子どもの権利条約」をしっかりと示して基本にすえてほしいです。世界と手をつなぎましょう。 | 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 13 | I 目的・基本理念について | ユネスコ子どもの権利条約の内容をどこまで反映しているものか示してほしい。できれば文言にも入れてほしい。 | 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 14 | I 目的・基本理念について | 通称かもしれませんが「子どもの権利条約」という文言をどこかに入れてほしいです。子どもたちも目にする機会があるかもしれませんし（ぜひ自分たちのこととしてこの条例を知ってほしいので）耳なれたことばで（子どもの権利条約）「自分たちのことを大切にされている」ということを身近に感じてほしい。用語の説明をどこかにつけてほしい。 | 条例に規定する場合は、通称名ではなく正式名称で記載する必要があります。 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |

| | | | | |
|----|---------------|---|--|---|
| 15 | I 目的・基本理念について | 「子どもの権利条約」を最前線に出し、明確にうたって頂くようご検討をお願いいたします。また、教育・保育に携わる全ての者が「子どもの権利条約」を学ぶ機会の仕組みを作って頂き、子ども主体の教育・保育が実現される現場を啓発していただきたいです。 | 文章修正 条例の目的を「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 16 | I 目的・基本理念について | 子ども達が自分の権利について幼少期から知り学ぶことは、同時に他者の権利についても知る事です。子ども権利条約が守られ、子どもらしい今を生きた子ども達は、他者を知り己をしり、社会を知り、そしてやがては主体的に社会に参画していく大人に育ちます。おとなが子どもの権利条約を学ぶことは、子どもを単に守るべき存在として支援するだけでなく、権利の主体者として尊重し、子ども達の声を受け止められるおとなが増えていき、真に子どもにやさしいまちづくりにつながることでしょう。 今回、鹿児島市が子どもの権利条約に着目し、この精神にそって子どもの育つ環境を考えていこうとされていることは、子どもの政策の基盤になるものと感謝し、大きく期待しているところです。以下、意見を述べさせていただきます。 ① 子どもは成長の過程にあるわけですから、「その成長が保障されなくてはならない」「おとながその責務を果たす」という姿勢が明確に表れた方が良いのではないのでしょうか。 | 制定の背景5段目において、「大人は、子どもを一人の独立した権利の主体として尊重し、～自立に向けて成長を支えていく必要があります。」と規定しているところです。 | B |
| 17 | I 目的・基本理念について | 「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を基本的理念とする社会を目指す」との文言を入れていただきたい。 | 基本理念⑤に、社会的包摂の考え方も含まれていると考えています。 | B |
| 18 | I 目的・基本理念について | 子どもの権利を大事にしている目的・理念だと思いますが、指示待ち、大人の思っている方向に動かそうとしていることも多く、子どもが自分で考えて行動することができるよう周りの大人も考えていくべきだと感じる。 | 子どもを1人の独立した権利の主体として捉え直し、自立を支えていけるように、子どもの権利について、大人が認識を深めていくことが、ひいては、子どもの健やかな育ちにつながると考えますので、条例制定後は大人に対する広報・啓発にも努めてまいります。 | B |
| 19 | I 目的・基本理念について | (2) 基本理念②について、この条例制定にあたって、子どもの意見が聞かれること。また、制定後に子どもにもわかりやすい表現で条例の内容が伝えられることを望みます。 | 今回のパブリックコメントを実施するにあたり、子どもが意見を出すことができるよう学校や子ども食堂などへ案内を行ったほか、令和3年度には「みらいアジェンダミーティング2021」を開催し、市内の中高生と子どもの権利について考える機会を設けるなど、子どもの意見を聴く機会を設けてまいりました。条例制定後は、頂いたご意見も参考にしながら、条例の広報・啓発に努めてまいります。 | B |
| 20 | I 目的・基本理念について | 「子ども」の定義がわかりません。赤ちゃん～大学生まで？ | 今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、子どもについては、18歳未満のすべての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者としています。 | B |
| 21 | I 目的・基本理念について | 基本理念②は大切な項目の1つですが、「子どもの成長及び発達に応じ」という部分が重要になってくると考える。あわせて実際はその時の「子どもの状況」も考慮して判断することになると考える。子どもの意見は尊重されるべきであるが、その時の子どもの状況も含め、総合的に考え、決定することが必要となる場面があるのではないかと。 | ご指摘いただいたとおり、具体的な場面ではその時の状況等も含め総合的に考える必要があると思いますが、どのような状況であれ、子どもの最善の利益を第一に考慮することが重要であると考えております。 | B |
| 22 | I 目的・基本理念について | 家庭環境や親の主義主張に左右されることなく子供一人一人が尊重されるまち、社会であってほしい。 | 生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが生まれながらにもっている権利が最大限尊重されるよう、今後の行政運営に努めてまいります。 | B |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|---|
| 23 | I 目的・基本理念について | すてきな条例の策定をありがとうございます。「将来にわたって夢や希望を持てる～」に加え、「自分のことが好きな人に育つ」というニュアンスのことばをぜひ入れていただきたいです！（日本の諸外国と比較して、自己肯定感や自尊心の低さを踏まえまして…） | 制定の背景における「自分を大切にできる心」、条例の目的などにおける「子どもの健やかな成長」には、自己肯定感が育まれることも含まれると考えています。 | B |
| 24 | I 目的・基本理念について | ・子どもの健やかな育ちが主な目的となっているようですが、「子ども期の保障」、つまり今を幸せに生きる権利も、目的としてぜひ盛り込んでいただきたいです。 | 子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。 | B |
| 25 | I 目的・基本理念について | 基本理念を定める時、主体となって欲しいのは市であり、市が中心になって子どもの権利を市民に広めていってほしいです。 | 市が中心になって、条例制定後の広報及び啓発に取り組むこととしております。 | B |
| 26 | I 目的・基本理念について | 子どもの定義（18歳未満）をはっきり明記し、子どもも読んで理解できる表現にしてほしい（例「あたらしい憲法のはなし」中学1年生の社会か副読本）。事業者を具体例をあげて分かり易く。（2）の④の育ち学ぶ施設を示すのか？ | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、子ども及び事業者について、具体的に定義する予定です。 | B |
| 27 | I 目的・基本理念について | (1) 条例の目的 社会全体で…⇒子どもは地域社会の宝である。その子ども達の権利が尊重され、健やかな育ちを保障されることを基本理念に定め、保護者、市民…以下省略… | 社会全体で子どもの権利を尊重することが、子どもの健やかな育ちにつながると考えており、趣旨は同じものとして整理させていただきます。 | B |
| 28 | I 目的・基本理念について | これからはICTの活用する時代を迎えるので、子どものテレワーク授業等を考え、ICTの活用の項目を入れてもらいたい。 | 目的及び基本理念については、条例全体の根拠となる考え方を記載する部分であり、具体的な取組の記載はなじまないと考えます。 | C |
| 29 | I 目的・基本理念について | 「基本理念」にはもっと保障すべき子どもの権利を具体的にあげたほうが良いと思います。 | 条例の制定の背景に、生きる、育つ、守られる。参加するなどの子どもの権利について触れていますが、条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 30 | I 目的・基本理念について | 基本理念において「子どもが権利の主体」と書いてあるけど、実際に書いてあることは「子どもが健やかに育つために大人ができることは何か」というものであるため、これでは不十分だと思う。「子どもには〇〇な権利がある」と書いていくべきだと思う。 | 条例の制定の背景に、生きる、育つ、守られる。参加するなどの子どもの権利について触れていますが、条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 31 | I 目的・基本理念について | 基本理念について：青森市子どもの権利条例では第6条安心して生きる権利 第7条自分らしく生きる権利 第8条豊かで健やかに育つ権利 第9条意見を表明し参加する権利 がわかりやすい文章表現で明記されています。ぜひ、子どもが主人公の条例としてイメージできるように、このような内容を取り入れてください。 | 条例の制定の背景に、生きる、育つ、守られる。参加するなどの子どもの権利について触れていますが、条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 32 | I 目的・基本理念について | 保育園幼稚園等に通園している子どもたちにはある程度、保護者や保育士に見守られ成長・発達等をみる事ができるが、どこにも属していない家庭の子どもは周囲の目がありながらも、母親と子どもの一対一の関係だけで、どのように養育されているのか。虐待などないか確認ができない事が多い。市や自治体が積極的に関わりをもち、養育の手助けやカウンセリング等を行えるような働きをするべきではないかと思う。 | 本市では、これまでに「乳幼児健診未受診者、未就園児、未就学児等の状況確認」を行っており、子どもを目視確認すること等により、福祉や教育等家族以外との接触のない子どもの安全確認等を行っております。そのなかで支援の必要な児童については、関係機関と連携した見守りや支援等を行っているところです。 | D |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|---|
| 33 | I 目的・基本理念について | 条例が活かされるには、地域住民、特に教育に携わる者への条例の周知を図ることが大切だと思います。そのしくみをつくり啓発して下さいをお願いします。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 34 | I 目的・基本理念について | 子どもが主体的に社会参加できる環境整備 主体的取り組み及び相互の連携・協力 すべての人にとって優しいまちづくり及び総合的な取り組み の部分が、実現できていないので、強化すべき課題だと考える。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | E |
| 35 | I 目的・基本理念について | すべての子どもの成長や将来立派な大人になる様支援していくのも大事である！ | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 36 | I 目的・基本理念について | 1. 目的について 挿入 ↓ この条例は子供基本法に基づき 子どもの年齢や発達の状況を十分踏まえ、子どもの権利を主体とした。 | 条例の目的は、こども基本法ではなく「児童の権利に関する条約等で保障される子どもの権利を社会全体で尊重する～」に修正します。 | E |
| 37 | I 目的・基本理念について | 一点気になるのですが、「育ち学ぶ施設」の「施設」という言葉です。「施設」は「建造物の設備をする」ことをさし、主体性がありません。施設ではなく「機関」はどうでしょうか。「機関」は「活動の装置をそなえたもの。はたらきのかなめ」目的を達成するための組織の意味を持つ「機関」の方がいいと思うのですが。ぜひ検討してみてください。 | ご意見として承ります。 | E |
| 38 | I 目的・基本理念について | ご意見することはありません。 | ご意見として承ります。 | E |
| 39 | I 目的・基本理念について | 『将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現』という、文がとても良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 40 | I 目的・基本理念について | 子どもの権利を考えた素晴らしい考えだと思います。私自身、近年特に問題視されているいじめや虐待問題等は、子ども達の新たな心の拠り所の居場所作りや何か自身の目標を持つことが一つ大きな改善に繋がるように思うので、社会参加できる機会をたくさん作って頂ければと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 41 | I 目的・基本理念について | 問題なし | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 42 | I 目的・基本理念について | 目的に「夢や希望を持てる」という文言がある。夢や希望とは具体的にはどういうことでしょうか。夢や希望を持つことはできても、それを実現することは簡単なことではない。実現に向けて意欲的に進むことを大切にしてほしい。 | 夢や希望を実現することは簡単ではないかもしれませんが、生活に目的を持ち、意欲的に生きていくためにも大切であると考えます。 | E |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|---|
| 43 | I 目的・基本理念について | 社会全体で子どもを守り育てていくためのことがきちんと示されていて良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 44 | I 目的・基本理念について | 良いと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 45 | I 目的・基本理念について | 子どもの権利を尊重することが主体になっている5本の理念は伝わりますが、子どもが平等に成長しやすいという政策が伝わらない。 | 今回の条例は、子どもの権利尊重を基本とした、子どもの健やかな育ちに視点を置いた理念的な要素の強い条例であることから、条文の表現も抽象的な内容が多くなっているところではあります。 | E |
| 46 | I 目的・基本理念について | 子どもたちが将来、すごしやすい世の中になっていくと、安心して子育てもできるのでいいと思う。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 47 | I 目的・基本理念について | 良いと思う。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 48 | I 目的・基本理念について | わかりやすく書かれており良いと思う。目的も子どものことが考えられている。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 49 | I 目的・基本理念について | 「すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現」という目的があるのに、待機児童全国ワースト1が全国ニュースでも流れていたし、市内に住む住民としてははずかしいものであった。理想的な理念を持たれてますか、実現にほどおければ、何もならないと思う。鹿児島市の子育てに関しては、色々と遅れているのではないか。支援の連携もしっかりなされているか、心配になります。 | この条例の制定も踏まえ、これまで以上に子ども支援の取組や強化に努めてまいります。 | E |
| 50 | I 目的・基本理念について | とてもすばらしいです。「育ち学ぶ施設」を「育て学ばせる施設」と施設の主体性を明確にするようにしたら良いと思う。以下、同様。 | 賛同のご意見として承ります。なお、「育ち学ぶ施設」の名称については、施設で主体的に学ぶのは子どもであると考えており、「(子どもが)育ち学ぶ施設」との趣旨で検討したところではあります。 | E |
| 51 | I 目的・基本理念について | 目的⇒1つの文章に多くの内容が盛り込まれ、読みにくく、理解しづらい。もっとすっきりした文章にできないだろうか。基本理念⇒4番目の「各主体」という表現が、添付の説明を読まないとうっかりわからない。 | ご意見として承ります。また、概要版はパブリックコメントの内容をより分かりやすく伝えるもので、字数の関係上「各主体」と記載していますが、条例素案では「行政・保護者・市民・地域・育ち学ぶ施設・事業者」と記載しているところではあります。 | E |
| 52 | I 目的・基本理念について | 子どもの最善の利益が尊重され、子どもを取り巻く大人が社会全体として支え合う鹿児島市の目指す姿が明文化されていて、共有されることはとても喜ばしいことです。市民の一人として感謝いたします。より多くの方にそれぞれの立場で、どのように子どもの権利を尊重することに関わられるのかを考える機会があればよいと思います。 | 賛同のご意見として承ります。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|---|
| 53 | I 目的・基本理念について | 「子どもの最善の利益を守る」「子どもの意見を聞く」ことを、大切にしたい鹿児島市の姿勢がとても伝わってきました。わたし自身子どもと関わる仕事をし、大切だと認識するが忙しさや大人の都合で疎かにしていると素案を読んで感じました。この条例を通じて、多くの市民や関係者で意識が共有され、行政と連携しながら、子どもがより健やかに育つ環境をつくるきっかけとなれば嬉しく思います。わたしも自分の現場で、頑張りたいと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 54 | I 目的・基本理念について | 社会全体で子どもの権利を尊重することを基本として基本理念は、素晴らしい未来の鹿児島の子どもたちを育むものだと思います。保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設、事業者の役割、及び市の責務を明らかにするとありますが、鹿児島市が制定する条例ですので、市の責務、市民、地域だけで網羅するのではないのでしょうか？学校や保育園幼稚園などの役割は、どこに入るのかわかりにくいですし、事業者とは何かがよくわかりません。保護者は市民に入っていますので、社会全体で育てていきたいものだと思います。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、実際の条例案では「保護者」「市民」「地域」「育ち学ぶ施設」「事業者」の定義も含めて規定する予定です。また、各主体に求められる役割を規定することで、社会全体で子どもの健やかな育ちを支えることにつなげたいと考えております。 | E |
| 55 | I 目的・基本理念について | 少子高齢化の中で、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現、素晴らしいことだと思います。実現に向けて頑張ってください。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 56 | I 目的・基本理念について | 目的の表記の仕方について 最初に読者の目にふれる項目なのに、最後まで読まないと分かりづらいと感じました。社会全体で子どもの権利を尊重する（←太字にするかかっこ「」書き）ことが基本だということが印象に残るように記載することが必要と感じました。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、特定の箇所を太字にすることはできませんが、条例素案の概要版については、ご指摘の部分に下線を引くなどの工夫を行います。 | E |
| 57 | I 目的・基本理念について | 目的の冒頭の「子どもの権利を尊重することを基本とした…」の文で、やっと「子どもの権利」に目が向けられたことに感動です。1989年国連で子どもの権利条約が採択され、1994年日本国はこれを批准しましたが、これまで大方の大人たちは、権利ばかり主張して義務を果たさない人間になると「子どもの権利」のことを子どもたちに広く知らせてきませんでした。子どもたちと活動する機会がある私の経験として、子どもの意見を尊重し、存在そのものを認めると子どもは、自分が発した言動に責任を持つものです。何かをする、何かをつくる時、子どもとして、大人として互いに意見を出し合うことが出来ると共に充実感が生まれるのです。この条例が大きく育つことを願ってやみません。 | 賛同のご意見として承ります。また、子どもも大人と共に社会を構成する一員として、子どもと大人と一緒に意見を出し合い鹿児島市を作っていけるよう、条例の趣旨等について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 58 | I 目的・基本理念について | 「子どもの最善の利益」とありますが、具体的にはどういう考えなのでしょうか？目的が見えません。絶対に守らねばならないものを定めるより、その時、その状況に応じて皆でめんどいける、わかりやすい内容だと素敵だと思います。 | 「子どもの最善の利益」とは、児童の権利に関する条約における4つの原則の1つで、子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるという意味です。この条例は、社会全体で子どもの権利を尊重することを、市として宣言するものです。 | E |
| 59 | I 目的・基本理念について | 子供の考え、声、行動が一人一人みとめられているように感じました。子供も一人一人を人としてみとめ尊重されている内容だと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 60 | I 目的・基本理念について | 子どもが権利の主体として尊重される→子どもが人権の主体として尊重される | ご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|----|---------------|---|---|---|
| 61 | I 目的・基本理念について | 目的・基本理念において、鹿児島市に住む子どもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現を目指すことが明記されており、大変すばらしいと感じました。保育に関わる身（認定こども園鹿児島大谷幼稚園）として、条例の目的・理念を実現化するために、自分にできることを実施していきたいと考えました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 62 | I 目的・基本理念について | 鹿児島にも子どものための条例ができることは、とても嬉しいです。せっかくなので名称はシンプルに、子どもが見てもわかりやすくした方がいいと思います。例えば「子ども条例」、「子どもの権利条例」など。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 63 | I 目的・基本理念について | 子どもが権利の主体 ↓ 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 まちづくり、地域づくりは削除 | ご意見として承ります。 | E |
| 64 | I 目的・基本理念について | 目的について：こどもが読んで分かりやすい文章にすべきです。長すぎます。ここで、つまずいたら先は読んでもらえません。 基本理念について：こどもが読んで具体的にイメージできるような内容にしてください。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 65 | I 目的・基本理念について | 目的について：子どもが読んで理解できるものであること。子ども目線で書き直して下さい。簡潔で明快であること。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 66 | I 目的・基本理念について | 子どもの権利を保障する…なのに仮称に子どもの権利という言葉がないのはおかしい。入れて下さい。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 67 | I 目的・基本理念について | 大人が考えるこどものために…というのはたくさんあるが、子どもの側に立った、子どもの視点での内容が足りないと思います。 | この条例は、子どもの権利を保障する大人の義務について定めたものです。条例制定後は、頂いたご意見も参考にしながら、子どもの意見表明及び社会参加に取り組んでまいります。 | E |
| 68 | I 目的・基本理念について | とても絵に描いたような理想的な文章という印象です。子どもとは何歳までを指しているのか。ヤングケアラーの問題とか、ジェンダーフリーの課題とか、どこまで現状を反映させられるのか、まったく響いてきませんでした。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含めていませんが、子どもについては、「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とする予定です。また、ヤングケアラーについては、制定の背景に例示として加え、ジェンダーフリーの問題につきましては、基本理念に多様性の尊重の記載を加えることとします。 | E |
| 69 | I 目的・基本理念について | ことばとしてはすばらしい理念ですが、日本国憲法や子どもの権利条約にかかれていた内容と同じであり、特に鹿児島市として条例を作る理由は？ | 近年、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等の子どもたちをめぐる様々な課題が生じておりますが、これらは子どもの人権と深く関わっています。そこで、自治体という、生活者としての子どもの身近な場所で、子ども支援や子どもの権利の実現が必要だと考え、条例制定を検討したところです。 | E |

| | | | | |
|----|---------------|---|--|---|
| 70 | I 目的・基本理念について | ”社会全体で子どもを守り育てる”という理念はすばらしいと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 71 | I 目的・基本理念について | 制定の背景にあるように、日本国憲法をはじめ児童の権利条約、こども基本法はきちんとうたわれています。ことさら、今、市条例は必要ではないのでは？ | 近年、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等の子どもたちをめぐる様々な課題が生じておりますが、これらは子どもの人権と深く関わっています。そこで、自治体という、生活者としての子どもの身近な場所で、子ども支援や子どもの権利の実現が必要だと考え、条例制定を検討したところです。 | E |
| 72 | I 目的・基本理念について | (目的)はその通りだと思いますが、今まで日本国憲法や子どもの権利条約、こども基本法などの条約に基づいた鹿児島市独自の条例が作定されていなかった事には驚きました。(基本理念)すべてのこどもが等しく意見表明権を含め、こどもの視点に立った最善の利益を受けられる様にすべきである。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 73 | I 目的・基本理念について | 日本国憲法、子どもの権利条約及び子ども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることをすべての取組の基礎とすること。これだけで十分だと思います。 | ご意見として承ります。 | E |
| 74 | I 目的・基本理念について | 日本国憲法、子どもの権利条約などを基にしている点は評価したいです。県の「家庭教育支援条例」などとの関連はありませんか。子どもたちの声や願いをどうすくいとするのか、その具体策も示してほしい。鹿児島は特に「義を言うな」と頭ごなしに否定されがちな風土があると思います。 | 鹿児島県家庭教育支援条例と、直接的な関係はありません。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の子どもの意見表明及び社会参加に取り組んでまいります。 | E |
| 75 | I 目的・基本理念について | 深刻ないじめ、ぎゃくたい、増え続ける不登校、生理用品すらまともにならない子どもたちの現状では、子どもたちの人権が侵害されているのだと分かるように書いてほしい。鹿児島市が日本国憲法、子どもの権利条約をしっかり守ってすい進んで人権を守るのだ！という気概が感じられない。 | 制定の背景に、児童虐待等の子どもの人権課題について触れているところです。 | E |
| 76 | I 目的・基本理念について | 基本理念の5つの柱がわかりやすくかかげられており良いと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 77 | I 目的・基本理念について | 子どもの権利条例が出来ることは喜ばしいことです。基本理念に沿った条例が活かされるよう願っています。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 78 | I 目的・基本理念について | 今回、子どもの権利を守るための条例ができることとで大変嬉しく思っています。「未来応援条例」だと目的が伝わりにくいと思うので、ストレートに「子どもの権利条例」「子どもの権利を守るまちづくり条例」など分かりやすくしてはどうでしょうか？様々な理由で命を落とす子どもたちがいます。生命、生きる権利を脅かされず、安心して暮らせるように最低限はしてほしいと願います。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 79 | I 目的・基本理念について | 子供が安心してすごすためには、毒親を排除しないといけません。原点であり元凶の毒親こそ悲げきの元凶です。精神的親殺しが出来る子供が増えてほしい。 | ご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|----|---------------|--|---|---|
| 80 | I 目的・基本理念について | この目的・基本理念は、これから鹿児島市で定められる全ての条例に適用してほしいです。何かを決める時、それは子どもにとって優しいのか、ためになることかの視点をもって下さい。とつても言葉が難しいので、市に出生届を出す方へ、簡単な言葉で書いた案内を配布するなど、全ての人に理解できるように努めて欲しい。この目的・基本理念は誰のためのものなのかわかりにくい。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 81 | I 目的・基本理念について | 目的・基本理念とともに、制定の背景に「子どもの基本的人権を挙げてくださりありがとうございます。ただ、権利をもつ子ども自身にも伝わるように、子どもたちが自身の持つ権利を正しく知ることが出来るよう冒頭に子ども向けの項目を作ってもう少しくわしく示してほしいです。（法や条約からの引用を箇条書きで紹介でもいいので…。(特に、虐待や体罰ヤングケアラー等の問題は、子ども自身が不当な状況を「これがあたりまえ子どもだから何もできないガマン」となっているパターンも多いので…。子どもが条例を知ること、声をあげ助けを求めやすくなると思います。)) | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 82 | I 目的・基本理念について | 目的・基本理念にすべての子どもが健やかに成長し～、とありますが、療育に通っている知り合いが、放課後デイサービスを探して見学に行った際、障害が重いとの事で入園を断られたと聞きました。このようなことがあって、この目的・基本理念が果たせるのでしょうか。 | 各事業所における療育サービスについては、利用される児童の特性に応じて専門的な支援が行われるよう、各事業所毎に対象となる障害種別や程度を設定しており、主に重度心身障害児の受入れを行っている事業所もごさいます。 | E |
| 83 | I 目的・基本理念について | 「将来にわたって夢や希望をもてるまちの実現」は、全くその通りであり、自主的にその実現にむけて取り組んではいるものの、実際は市民の声として聞き入れてはもらえていないように感じております。「各主体の自主的・主体的取組及び相互の連携・協力」とありますが、それがしっかりと成されてはいないとも思っておりますので、今度こそ実現することを望みます。 | 頂いたご意見も参考にしながら、各主体が相互に連携が図れるよう、市としても取り組んでまいります。 | E |
| 84 | I 目的・基本理念について | 夢が持てる目的・理念だと思います。子どもを主体に考え、豊かに育つ鹿児島になってほしいものです。条例が、実現される社会になるよう、地域の声、子どもの声を通る、実現される行政を望みます。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 85 | II 役割と責任について | 「①保護者の役割」の「周囲に必要な協力を求めることも大切であることを認識し」の「大切である」との表現は少々抽象的な印象です。保護者が他者からの支援を受けることのハードルを下げる意味から「大切である」の部分「子どもの権利を保障することに繋がる」に変えてはどうでしょうか。 | 文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 | A |
| 86 | II 役割と責任について | ③地域の役割 イ 子どもへの目配り・声かけ等を通して ⇒コミュニケーションの基本である住民間のあいさつや声かけ等を通して | 文章修正 「住民間の交流や見守り活動等を通して～」に表現を改めます。 | A |
| 87 | II 役割と責任について | それぞれに役割があるために、項目を分けて書いてあるのはわかるが、「①保護者に子どもの養育及び発達についての第一義的な責任」とあり、不安を抱えている保護者にさらにプレッシャーを与え問題が表面化しづらいことにつながるように思います。役割、責任は社会全体にあることを最初の一文に明記することはできないでしょうか。責任の重さの順番に①～⑤となっているような印象を受けました。 | 文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 また、条例の目的の最初に「社会全体で子どもの権利を尊重する～」と記載しているほか、保護者については「責任」ではなく「役割」を、市については「責務」とし、保護者の責任が過重にならないような表現としたところです。 | A |

| | | | | |
|----|-------------|--|--|---|
| 88 | Ⅱ 役割と責任について | <p>・大人の役割について…子どもに関わる大人（教師や福祉・医療職など）の役割は、「育ち学ぶ施設の役割」に含まれる認識で良いでしょうか？その場合、補足説明があるとわかりやすいと感じました。また順番は、子どもに近い距離で書かれているとわかりやすいため①→④→②→③→⑤が望ましいと感じました。</p> | <p>項目の順番変更 大人の役割の順番を 保護者⇒育ち学ぶ施設⇒市民⇒地域⇒事業者 に改めます。なお、今回のパブリックコメントに「定義」部分は含まれていませんが、条例の中では育ち学ぶ施設についての定義も行っていく予定です。</p> | A |
| 89 | Ⅱ 役割と責任について | <p>保護者の役割に、「困った時はひとりで不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることも大切であることを認識し」とありましたが、困っていたとしても周りに助けを求められない、助けを求める事に抵抗がある、助けを求める方法が分からない、周囲との付き合いがないといった保護者もいるため、保護者の役割に「協力を求める大切さを認識する」という表現に違和感を感じました。この表現には、大切さを認識できる保護者は助けられますが、自分から助けを求められない人は助けられませんという様に感じ取れます。 そうではなくて、「困っています」と誰でも言えるようにするために、自分から助けを求められない保護者に気づき支援につなげるために、市・地域・市民・事業者・施設がどの様にしたらいいかを考える必要があると思いました。 自分から助けを求められない人や困っている人を見つけて支援につなげる事で虐待で苦しむ子どもと保護者を減らせたいと思っています。</p> | <p>文章修正 ご指摘の文章は、子育ての責任を保護者のみに負わせるのではなく、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援することができるよう、保護者へ配慮したのですが、他のご意見にもありますように、保護者が周囲に支援を求めることのハードルを下げられるよう、保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。</p> | A |
| 90 | Ⅱ 役割と責任について | <p>おとなの役割について ⇒市民の役割に帰ることを提案します。 保護者の役割が一番に来ているのはただでさえ、負担でいっぱいの保護者にこれ以上役割を担わせるのではなく、おとなとしてアとイについても市民の役割として、地域や団体、施設が連携をとって、みんなで育てる役割を担うようにすることが、負担が減ることになるかと思えます。そして市民の役割の中で、協力とありますが、ともに環境づくりをしていく主体者として保護者と共に同等に育てて行く必要があるかと思えます。</p> | <p>文章修正 市民の役割を「子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動などを通して、子どもの健やかな育ちを支えるよう努めるものとします。」に表現を改め、より主体的に子どもの育ちに関わってもらい内容にします。</p> | A |
| 91 | Ⅱ 役割と責任について | <p>地域の役割 イの子どもへの目配り、声掛け等を通してとありますが、これは、あくまでも市民の主体的なものなので、入れる必要はないと思います。目配りや声掛けは、いい部分と子どもにとっては監視管理されている気分にもつながりかねないと思います。</p> | <p>文章修正 「住民間の交流や見守り活動等を通して～」に表現を改めます。</p> | A |
| 92 | Ⅱ 役割と責任について | <p>育ち学ぶ施設の役割 ウの項目について 施設については、子どもの安全を確保するだけでなく、子ども（高校生）が主体的に企画し、運営できるような場所づくりを検討していただけたらと思います。</p> | <p>文章修正 育ち学ぶ施設の役割 アを「～、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう支えること。」に表現を改めます。</p> | A |
| 93 | Ⅱ 役割と責任について | <p>・（５）子どもの健やかな育ちの支援にあるだけでなく、具体的にどこが責務を負うのかについても記載いただけたら良いと思います。例えば、育ち学ぶ施設において、子どもが自分自身の権利を知る学習機会を得ること。主権者教育を受ける権利など。</p> | <p>文章修正 育ち学ぶ施設の関係者の役割アを「～支えること。そのために、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めること。」に表現を改めます。</p> | A |
| 94 | Ⅱ 役割と責任について | <p>① 保護者には、たしかに一義的に責任があるわけですが、書かれている文章では、保護者たちに「子どもは社会全体で育てるもの。安心して一緒に育てていきましょう」というメッセージが伝わりにくいです。特に、必死で子育てと仕事の両立で悩んでいる多くの母親たちには、そのことをまず伝えて、親として愛情をもって子どもを主体者として育てていくためにはどのような事が必要なのか具体的に表現されるとわかりやすいのではないのでしょうか。ここは特に、若い子育て真最中の親達おとなたちに向けて、優しいわかりやすい文章で書いた方が市民のものになるのではないのでしょうか。</p> | <p>文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 また、条例の目的の最初に「社会全体で子どもの権利を尊重する～」と記載しているほか、保護者については「責任」ではなく「役割」を、市については「責務」とし、保護者の責任が過重にならないような表現としたところです。</p> | A |

| | | | | |
|-----|-----------------|---|--|---|
| 95 | Ⅱ 役割と責任 について | ③ 「家庭における子育てを補完する機能」という言葉より、「社会全体で子育てをするという意識を持ち」など昔から鹿児島で使われていた「人ん子も我が子」という精神があらわれた言葉を使うことを提案いたします。 | 文章修正 地域の役割を「社会全体で子育てをするという意識を持ち」に表現を改めます。 | A |
| 96 | Ⅱ 役割と責任 について | ④ 育ち学ぶ施設は、子どもが多く時間を過ごす場所なので、子どもが関係する事柄について子どもが意見が言える環境がなくてはいけない場所です。役割の最初には「子どもが意見を言える環境を整えるように努力する」を入れるべきではないでしょうか。また、「施設関係者が、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じるように努めなければならない」などと、具体的に書かれてはいかがでしょうか？ | 文章修正 育ち学ぶ施設の関係者の役割アを「～支えること。そのために、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めること。」に表現を改めます。 | A |
| 97 | Ⅱ 役割と責任 について | (3) 大人の役割についてー①保護者の役割のところ 「保護者は子どもの権利を保障し、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを自覚し、また困った時はひとりで不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることも大切であることを認識し、…」という文章は、親に責任を押し付け、かつ困った時は自分で助けを求めなさい、と言っているように感じる。子どもの権利条約では、親が養育責任を果たせるように国（や自治体）は親に必要な援助をし、施設、設備、サービスの提供を確保することを定めている。このことがすっぱり抜けていることは、いかがなものか。また近年の家庭・家族の置かれている困難な状況を見る時、自ら声を上げることがどれほど現実的でないかは想像に難くない。以上のことから、「親の役割」のところの表現は、自己責任論にからめとられがちな現状をさらに強めるものとならないか危惧するところである。 | 文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 なお、④子育て家庭への支援等において、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うこととしております。 | A |
| 98 | Ⅱ 役割と責任 について | ④育ち学ぶ施設について…役割として、子どもが生活する多くの時間を占め、また集団で平等に機会を得られる場であることから、アイウエだけでなく、子どもの権利について全ての子どもに発達段階に応じて伝え、学べる、具体的な機会をつくること。子どもの思いや考えを聞く（子どもが表出できる）具体的な機会をつくる必要と考えます。 | 育ち学ぶ施設の関係者の役割アを「～支えること。そのために、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努めること。」に表現を改めます。 | A |
| 99 | Ⅱ 役割と責任 について | ⑤事業者の役割について…「職業に対する理解はもちろんですが、広く「生き方に対する理解」としてもらえるとよい。多様な立場や考えにふれる、また子どもが（将来）社会に出る方法は「職業」だけではないので。 | 文言修正 「職業」を「生き方」に、表現を改めます。 | A |
| 100 | Ⅱ 役割と責任 について | ②市民の役割について…「子ども施策及び取組に協力」というよりは「制定の背景」にあるように「今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら心身ともに健やかに成長する」ことに主体的・積極的に関わるよう努めるものとする、の方が望ましく思います。市民が子どもの幸せと成長に関わり協力することは「施策及び取組」だけに限らずあると考えるからです。例えば「取組」を「主体的な取組」に「協力」ではなく（自ら進んでという意味をこめて）「取り組む」にしてみるのが良いと考えます。さらに、「子ども施策に協力」という文言にするのなら、子ども施策が広く市民の声を反映させるような取組（子どもも含む）を行う（機会の充実）べきと考えます。 | 文言修正 市民の役割を「子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域活動などを通して、子どもの健やかな育ちを支えるよう努めるものとします。」に表現を改め、より主体的に子どもの育ちに関わってもらう内容にします。 | A |
| 101 | Ⅱ 役割と責任 について | 自尊感情・規範意識の表現をもっとやさしく。 | 文言修正 自尊感情を「自分を大切にしている気持ち」に表現を改め、規範意識については削除します。 | A |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|---|
| 102 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもは社会の宝といいます。①～⑩までまず保護者がトップにかかれています が、市となると市がトップと思います。 | ④～⑩については、市が一番最初に書かれています。 順番変更 ①～③については、市を一番最初に記載するよう順番を改めます。 | A |
| 103 | Ⅱ 役割と責任について | 「こどもの養育及び発達についての第一義的な責任は、保護者にある」とあります。 しかし、それが経済的にも物理的にも困難な家庭も多々あります。それを地域の町内会などが協力して補完している例もあります。市の責務は、財政上の措置だけでなく、実態調査なども定期的に行い形式だけの条例にするのではなく、実りあるものにすべきと思います。 | 文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | A |
| 104 | Ⅱ 役割と責任について | 大人の役割として、まずトップに「保護者に第一義的責任がある」というのが県が制定した「家庭教育支援条例」とそっくりで心配。まず、市、行政が何をし、どんな責任があるのかを具体的にすべき。「親学」に結びつけるのはやめてほしいところ。救いをどこに求めて良いか、求めたくない保護者がいる前提で市が何をやるのか書いてほしい。親を救わないと子どもも救われないのでは。 | 文章修正 保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 なお、記載する順番として、市の責務を先に記載することとします。 | A |
| 105 | Ⅱ 役割と責任について | 地域との協力。なかなか交流を持つことは難しい。 | 子どもが健やかに育つためには、保護者だけでなく、地域の多様な大人の関りが重要であることから、その重要性について地域社会全体の認識を高めるよう努めてまいります。 | B |
| 106 | Ⅱ 役割と責任について | 鹿児島市には、NPOや自主的な個人団体で、子どもの育ちに関わっている個人や団体が多くあると思いますが、それは市民？地域？どこに位置づけられますか？そういった個人や団体と協働推進して行くことがこれから大事になると考えますので、明示されるといいと思います。 | 今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、特定非営利活動法人やその他市内で活動を行う非営利の団体等につきましては、「地域」に位置づけることとしています。 | B |
| 107 | Ⅱ 役割と責任について | どの立場や機関であっても「子どもの権利条約」の中の「子どもの最善の利益」を尊重して具体化することを考えていただきたい。 | 「大人の役割について」では、全ての立場で基本理念に従う旨を記載しています。基本理念には、どの立場であっても、子どもの最善の利益を第一に考慮することを規定しています。 | B |
| 108 | Ⅱ 役割と責任について | 育ち学ぶ施設とは、学校のことですか？公園や習い事教室なども含まれるのでしょうか？分かりにくいです。 | 今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、育ち学ぶ施設については「児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校、社会教育法に定める社会教育施設、医療機関等その他子どもの育ちや学び、支援を目的として、子どもが通学・通園・通所し、又は利用・入所・相談する施設の関係者」としており、公園は含まれませんが、習い事教室は含まれます。 | B |
| 109 | Ⅱ 役割と責任について | 「④育ち学ぶ施設の役割」の対象に”社会的養護”関係も含まれると考える。となると、里親、ファミリーホームまで想定した「施設等」とした方が適切なのではないかと。 | 今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、保護者については「親権を行う者、未成年後見人、その他の者で子どもを現に監護する者」としており、里親やファミリーホームについては、保護者に含まれることとなります。 | B |
| 110 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの役割を明確にした上で、連携して対応していくことが大事になると思いました。 | 各主体が、それぞれの役割を果たし、連携して取り組むことができるよう、市も責務に努めてまいります。 | B |

| | | | | |
|-----|-------------|---|---|---|
| 111 | Ⅱ 役割と責任について | 内容もわかりやすく細かく書かれており理解できる。市民が子どもの施策に関心・理解をどのように深め、協力していけるかがポイントだと思う。 | 賛同のご意見として承ります。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | B |
| 112 | Ⅱ 役割と責任について | 事業所の役割 事業者とは何をさすのが不明です。市民にわかるように具体的におねがいたします。保育園、幼稚園、子ども園、学校とはどのような連携をとっていくのでしょうか？具体的にわかる提案文をお願いいたします。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、事業所については「市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体」としています。 | B |
| 113 | Ⅱ 役割と責任について | 市の責務について 市は、子どもの声や声なき声を拾い上げて、豊かで安心して暮らせる社会への一歩となるような仕組みやオンブズマン制度や様々な子どもの問題に対応でき解決へ至る道筋をぜひ、示していただけると助かります。全体として、保護者や市民や地域などがもちろん現場で実践しますが、その抱えている問題を市としてどうしていくのがこの条例の根本理念だと思われませんが、責任を保護者に過大な負担を与える印象が大きい文章ですので、市民の立場での提案をお願いいたします。 | 今回の条例の目的は「社会全体で」子どもの健やかな育ちを支える目的としています。また、保護者については「責任」ではなく「役割」を、市については「責務」とし、保護者の責任が過重にならないような表現としたところです。 | B |
| 114 | Ⅱ 役割と責任について | 現在、昔と違い、子どもに触れた事もない人が親になる事も多いだろう。親としての役割を担っていく為にも、子どものお世話の仕方ではなく、子どもが心身ともに健やかに育つ為には何が大切かを学習する場を作って欲しい。 学校は、もっと教員の数を増やし、一クラスの数も少なくして子どもにしっかりと関わりが持てる様な体制を作って欲しい。 また、子どもが楽しく自らが学びたいと思える場になって欲しい。 | ご意見のあった親としての役割を学習できる場づくりについては、現在、各小中学校において家庭教育学級などの開催に取り組んでおり、「(4)－③保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設及び事業者がその役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図れるよう調整を行うものとします。」で、引き続き家庭における教育力の向上に取り組むこととしております。 また、ご意見のあった教員数や1学級の児童生徒数については、国及び鹿児島県の基準で定められ、現在、本県では、小学校2年以下の学年においては30人の学級編制ができるようにするなど取り組んでおり、「(5)－⑤ア市、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の職員等が適切な子どもの支援ができるよう、必要な支援に努めるものとします。」で、引き続き取り組むこととしております。 | B |
| 115 | Ⅱ 役割と責任について | 市を中心に各団体がそれぞれの立場で役割分担しながら出来る所が出来る事を実現していけば、大きな固まりになって行くものと思います。 | 市は、それぞれの役割と協働し、関係機関と連携しながら、子ども施策を総合的かつ計画的に推進できるよう努めてまいります。 | B |
| 116 | Ⅱ 役割と責任について | (市の責務について)の中に、「市民、事業者等への「子どもの権利」の意識を高めていくための学習、研修の機会をつくる。」を位置づけて欲しいと思います。もう一つ、今後この条例の検証や推進に審議会や運営委員会の設置がされていくと思います。その審議会や運営委員会のメンバーに子ども代表を入れて欲しいと思います。 | 学習や研修の機会については「⑧広報及び啓発」に含まれると考えており、様々な主体に働きかけていくよう努めてまいります。 また、子ども・子育て会議の委員に子ども代表を加えることについては、今のところ考えておりませんが、子どもの意見を聴取する機会や、子ども・子育て会議との連携を図り、子どもの意見を市政に反映できるような仕組みについて今後検討してまいります。 | B |
| 117 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもは社会で育てるものと思っています。今の親世代は本当に大変だと思います。親に責任をおしつけるようなものにはしなくていただきたい。 | 今回の条例の目的は「社会全体で」子どもの健やかな育ちを支える目的としています。また、保護者については「責任」ではなく「役割」を、市については「責務」とし、保護者の責任が過重にならないような表現としたところです。 | B |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|---|
| 118 | Ⅱ 役割と責任について | 保護者がやれることは100%ではありません。子どもを守ることはその保護者も守られること、このことも書いてあればいい。 | ④子育て家庭への支援等を記載しています。 | B |
| 119 | Ⅱ 役割と責任について | 「保護者の役割」というのが気になります。保護者が安心して子育てできるようにする行政の役割をはたすための条例ではないでしょうか。 | 今回の条例素案では、市については「責務」、保護者や地域等については「役割」とし、保護者の責任が過重にならないような表現としたところ です。 | B |
| 120 | Ⅱ 役割と責任について | 現代社会において、子育てが親に任せられる場面が多く、特に母親に責任が重くのしかかります。そこを（子育て）親だけに求めすぎず、社会全体で担っていく仕組みや認識が必要だと思います。 | 条例を通して、社会全体で子どもの権利を尊重していけるよう、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | B |
| 121 | Ⅱ 役割と責任について | 療育事業所の質もさまざま増えてきています。利用する側は困惑してしまうので、アドバイザーの設置をお願いしたいです。 | 利用者が事業所を選定する際には、各相談支援事業所のほか、鹿児島市障害者基幹相談支援センターでも相談対応を行っております。 | B |
| 122 | Ⅱ 役割と責任について | 「役割と責務」に重きを置いている感じが否めません。また支援というより責務というより子どもの守られるべき権利が最重要だと思うので、各々の責務は地域、行政サイドの役割を明確にして頂くようご検討お願いしたいです。 | 条例の制定の背景に、生きる、育つ、守られる。参加するなどの子どもの権利について触れていますが、条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 123 | Ⅱ 役割と責任について | 鹿児島大谷幼稚園では、卒園児が不登校になった、あるいは、学校にフィットしない子どもがおり、家庭に引きこもったり、人との関わりが難しくなった子どもの様子を聞くことが出てきました。また、近隣の小中学校でも、いじめや学力不振から学校に行けず、多くの子どもが困っている現状があるようです。先日の新聞報道でも鹿児島県内の不登校生徒児童が3688名（2021年度）とありました。そこで、学校に行けないことで多大な不利益を被っている子どもの存在があるのに、見て見ぬふりはできない、という思いから、小中高生の学校・家庭以外の第三の居場所として、フリースペースを開設することにしました。（3）大人の役割の事業所の役割「機会の提供」とあるように、条例でも、このことがうたわれていて、条例がつけられることが、大変有意義であると思いました。ただ、フリースペースを開設するにあたり、補助金が全くない状況で、やむ終えず自主事業として開設し、スタートしていきます。しかしながら、雇用者の問題や、子どもにとっての良好な物理的・人的環境を整えるには、利用者負担だけでは運営が続かないことが想定されます。補助金がなければ、条例にあるような環境が具体化できず、また継続できないと考えています。そこで、条例に基づき、その理念を実現するために、予算化していただきたいと強く願います。 | ご意見のあったフリースクール等への補助については、財政負担の課題もあり、現段階では対応が難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。 | D |
| 124 | Ⅱ 役割と責任について | 潜在保育士が働きたくなる様な魅力をアピールして行きたい！ | 今年度より、本市内の認可保育所等に保育士等として就職された潜在保育士の方に奨励金を交付する事業を開始いたしますので、該当する方がいらっしゃる場合は案内をいただければと思います。 | D |
| 125 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもを取り巻く様々な要素としてある項目の中で、特に保護者の役割として講習会等の支援をすることが良いと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報・啓発に取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-------------|---|---|---|
| 126 | Ⅱ 役割と責任について | 事業者や地域、育ち学びの施設の支援 育ち、学びの施設は、低額で子どもでも利用しやすいようにする。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 127 | Ⅱ 役割と責任について | 鹿児島市としての特色がない。全国でもユニークな子育て支援を行っている自治体を見習ってほしい。北海道は0～22歳まで医療費助成、茨城はオンライン教育を早期・迅速に対応、2歳までのおむつ券支給、出産祝い金を生まれた世帯の第〇子はいくらか増額など。特色がなくて、ただ提案しているだけ。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 128 | Ⅱ 役割と責任について | 特に、喜入地域においては、旧5町の中でも、子育て支援の不十分さを強く感じる。 事業者の役割として、頑張れるところはやっているが、市の責務の点で、強化や具体的な策を講じてほしい。 喜入地域に暮らす、特別な支援を必要としている、児童発達支援の利用児が、就学後に必要な放課後等デイサービスの施設がなく困っている。 また、喜入地域は、特別支援学校も学区の関係で、指宿養護指定の地域となっていて、様々な面で、不便を強いられている。どこの地域に生まれても平等の支援を受けられる環境が整っていない。 ※地域格差を改善してほしい。 | この条例では、市の責務として「基本理念ののっとり、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するもの」としており、頂いたご意見も参考にしながら、今後の取組を検討してまいります。 | D |
| 129 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもの個性・能力、大いなる可能性をもったかけがえのない存在であることは確かです。親にも責任はありますが、親も子を育てることが出来ていないと思います。事業所だけでは解決しないことは、行政が積極的に参入してよいと思います。親に対して、子育て指導したり、子とのふれあい方、子どもが生まれる前から、学ばせることは大事なのではないのでしょうか。そう考えると、中学・高校生の頃から子どもの育て方教えていくと良いと思います。大人になってからでは、学ぶ機会は1人1人が興味がないと学べないと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、今後の取組を検討してまいります。なお、保護者自身も親になることにより、子どもと共に育っていく側面があるかと思っておりますので、「④子育て家庭への支援等」を通して、保護者が子どもを育てやすい環境づくりにも努めてまいります。 | D |
| 130 | Ⅱ 役割と責任について | 保護者に対する関りを専門家が多くもつ事で、養育についての責任の大切さを知り子どもを愛情をもって育てる事・悩みなどを他人に相談する事ができるような場所を作る必要があると思う。発達が遅れているのではないかとすぐに療育へと結びつけるのではなく、大人が子どもへの関わりを学ぶ事で子どもも素直で元気に心も安定し、成長を促していく事ができるのではないかと思う。 | 頂いたご意見も参考にしながら「④子育て家庭への支援等」において、保護者に対する支援に努めてまいります。 | D |
| 131 | Ⅱ 役割と責任について | (4) 市の責務④に「施策の一層の充実を図るため、必要な体制の整備」とありますが、子どもが抱える問題を即時に対応できるオンブズマン制度について、設置の予定はありますか？子どもに寄り添って、実効性をもって対応できる第三者機関の設置の検討を、是非お願いします。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 132 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの役割が述べられていますが、それを実践する手だてが必要だと思われま | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |
| 133 | Ⅱ 役割と責任について | 健やかに育つ家庭環境づくりのためには、保護者自身も他と交流・視野の拡大を図れる場が必要であると考え、それを保障する動きが必要だと思えます。マニュアル化を図るよりも、実践的行動を大切にできると良いなと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|---|
| 134 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの、より具体的な取組も合わせて提示していただくと、もっと広く市民にわかりやすく、自分事として考えやすくなるのかなと思います。(令：男性育休の取得●%、子育て支援施設、こども110番の家等) | 具体的な取組につきましては、今後、推進計画を策定する中で、頂いたご意見も参考にしながら取り組んでまいります。 | D |
| 135 | Ⅱ 役割と責任について | そもそも「子どもの権利条約」の存在を知らない大人はとても多いです。(学習の機会がなかったので…)大学生も体感として半数は知らない状況かと思います。今後、この条例により、様々な広報で「子どもの権利」が大きく叫ばれ認知されて、現在の「アガルティズム」が緩和もしくはなくなることを切に願っています。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 136 | Ⅱ 役割と責任について | (4)市の責務について 子どもが大半の時間を過ごす「育ち学ぶ施設及び事業者」に対して、子どもの権利についての研修の機会を確保していただきたいと思います。 | 条例制定後は、頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に努めてまいります。 | D |
| 137 | Ⅱ 役割と責任について | ・それぞれの役割の、特に子どもへのかかわりが大きい、育ち学ぶ施設や事業者及び市などでは、ぜひ、子どもの権利を学ぶ機会(研修機会制度)を設けていただきたいです。 | 条例制定後は、頂いたご意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 138 | Ⅱ 役割と責任について | 性教育や憲法、政治についての学びを主体としてできる場所を作るべきだと思う。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 139 | Ⅱ 役割と責任について | ⑤事業者の役割 9時間労働や育児休暇を男性も含めて、自由に取れるようにする(努力する)とか、具体例を入れては。 | 事業者の役割については、条例制定後に広報及び啓発を行う中で、頂いたご意見も参考にしながら行ってまいります。 | D |
| 140 | Ⅱ 役割と責任について | 多くの保護者は子どもの養育や発達について責任を持ち健やかに育つ家庭環境づくりをしたいと思っている。が、保護者自身が社会の中で生きづらさを抱えていたり、貧困状況に陥ったりしている人も多い。そういった保護者の相談機関も充実させ、救ってほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の子育て家庭等への支援に取り組んでまいります。 | D |
| 141 | Ⅱ 役割と責任について | 子育て中の親も地域社会全体で、子どもの権利条約に意識をもてる機会を作してほしいです。まず、行政の方も先頭に立って学んでほしいです。専門家の話しを聞く機会が増えていけば、私自身含めて社会全体の意識が変わっていく事で、子ども達のしあわせが増し、各々の子どもが尊重される道が作れると思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に努めてまいります。その際は、市職員が学ぶ機会についても、検討してまいります。 | D |
| 142 | Ⅱ 役割と責任について | ・具体的な話になりますが、現在、引きこもりや不登校の児童生徒への救済制度が不十分だと強く感じます。学ぶ権利について、言及いただきたいです。 | 条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 143 | Ⅱ 役割と責任について | 「保護者は子どもの権利を保障し…第一義的な責任があることを自覚し」の文言は不要と思われる。家庭のことにまで行政が口を出す必要はないからです。子どもたちが健やかに育つ家庭環境づくりをサポートする立場の行政側の条項だけで充分です。 | 児童の権利に関する条約やこども基本法等の考え方に則り、規定したものです。 | E |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|---|
| 144 | Ⅱ 役割と責任について | (3) ①保護者の役割 ア～行うこと。そのために、育ち学ぶ施設等での家庭教育に関する学習機会に積極的に参加すること。 イ～支援すること。そのために、育ち学ぶ施設に通わせることの必要性を理解し、通わせる努力をすること。 ※ア、イとも語尾に追加 | 昨今では、家族の多様化や地域における近隣関係の希薄化等により、地域の中で家庭が孤立しがちな状況にあることから、子育て家庭の孤立化を防ぐための支援や、地域における交流機会を促す環境づくりを進め、子育てを家庭や保護者のみの責任にさせない気運の醸成を図る必要があります。 | E |
| 145 | Ⅱ 役割と責任について | ご意見することはありません。 | ご意見として承ります。 | E |
| 146 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもを取り巻く環境とその立場立場での役割の大枠を理解いたしました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 147 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもを囲むように全ての関係者、事業所それぞれに責務が表記されていて良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 148 | Ⅱ 役割と責任について | P4(4)②市は、子ども施策の推進にあたっては、の次に 教育の場を通して、保護者、市民… とすると理解できる。 | 子ども施策の推進にあたっては、教育の場が重要であると考えますが、教育の場に限らず、広く社会全体で子どもの育ちを支える必要があると考えております。 | E |
| 149 | Ⅱ 役割と責任について | この通りだと思う | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 150 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの立場にたつての、役割や責務についてきちんと書かれていて良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 151 | Ⅱ 役割と責任について | 良いと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 152 | Ⅱ 役割と責任について | ・子育てと就労の両立という観点で、まだまだ保護者にとってシステムの整備ができていないように思います。待機児童の解消に向け、企業主導型保育園が数多くできていますが、個々に園児募集を行うので、本当に必要な時、必要な人に保育の機会が提供できているか疑問です。また、保護者様からも探るのが大変、問い合わせるのが大変、といった声があがっています。 | 市のホームページで企業主導型保育施設の空き状況を公開（令和5年2月予定）する等、保護者にとって利便性の高い情報を提供できるよう努めてまいります。 | E |
| 153 | Ⅱ 役割と責任について | 子育てが一段落すると子供施策や学校行事等、関心がうすれがち。子供たちの様子がわかるのは各家庭に配布されるPTA新聞、学校だよりのみです。 | 地域が子どもの権利を尊重し、子どもの社会性や豊かな人間性を育む場になるよう、条例制定後の取組に努めてまいります。 | E |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|---|
| 154 | Ⅱ 役割と責任について | 保育園や幼稚園の役割を責務の重さと共に認識し、保育士として子どもの発達の援助にたずさわっていることを今後も意識しようと思う。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 155 | Ⅱ 役割と責任について | 良いと思う。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 156 | Ⅱ 役割と責任について | とてもすばらしいです。「子ども施策」を「子どもへの施策」と表現したら良いと思う。 | 賛同のご意見として承ります。なお、今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、「子ども施策」については「こども基本法第2条第2項に規定するこども施策」としております。 | E |
| 157 | Ⅱ 役割と責任について | いいと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 158 | Ⅱ 役割と責任について | 「育ち学ぶ施設の役割」という文言が、「施設という箱もの」に限定されているように受け止めました。建物を伴わない子どもの育ちの場も重要と考えます。「育ち・遊びの場」と言い換えることはできないでしょうか。ご検討ください。 | 「役割と責務」の部分では、様々な立場の「大人」の役割等について規定しています。また、今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、「地域」については「町内会、地域コミュニティ協議会、社会福祉協議会、あいご会、民生委員・児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人、その他市内で活動を行う非営利の団体等」としており、建物を伴わない子どもの育ちの場がどの様な状況を指しているかが定かではありませんが、地域に含まれるのではないかと考えます。 | E |
| 159 | Ⅱ 役割と責任について | 育ち・学ぶ施設の役割⇒子どもたちが自由にあそび、まなぶ施設と変えてくださるよう提案します。支援という言葉があちこちで出てきますが、支援ではなく、子どもの権利条約の基本理念から子どもとともに考え、行動し、学ぶおとなでありたいと思います。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、育ち学ぶ施設については「児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校、社会教育法に定める社会教育施設、医療機関等その他子どもの育ちや学び、支援を目的として、子どもが通学・通園・通所し、又は利用・入所・相談する施設の関係者」としています。また、大人は基本理念に沿った取組を行うことが求められ、子どもの権利を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもにとっての最善の利益を考慮することが、育ち学ぶ施設にも求められることとなります。 | E |
| 160 | Ⅱ 役割と責任について | ここに書いていいのかわかりませんが、学校で子供がいじめられたり嫌がらせをされている時、された子供が保健室登校や学校に通えないのはおかしいと常々思います。いじめをする子、嫌がらせをする子、授業を妨害する子が保健室・自宅学習をしてほしい。どうして迷惑をかける子が普通に教室で授業を受けられるのか、おかしいと思う。改善を強く望みます。 | いじめは決して許されない行為であり、児童生徒は、いじめのない、安心して学び成長できる環境が重要であると考えておりますが、その一方で、学校は人間形成の場でもありますので、個々の状況に応じて対応しています。ご意見の内容も踏まえながら、引き続き安心・安全な学校づくりに努めてまいります。 | E |
| 161 | Ⅱ 役割と責任について | いろいろな分野で役割がたくさんあるんだと気がきました。保護者、市民、地域、事業など、子供の為にこまかく考えてある文だと思えます。それぞれが実現できるといいなあと思えます。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|-----|-------------|--|---|---|
| 162 | Ⅱ 役割と責任について | (3) 1イ「子どもの発達に応じて…支援」、3の「家庭における子育てを補完する機能」、4ア「子どもが主体的に学び、生きる力を育む」、イ「社会性を身につける」、ウ「子どもに関する課題に早期に気づき」、5イ「子どもの育成」「社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供」も子どもの権利と関係がないように思います。子どもはこうあるべき、こう成長すべきという価値観を押し付けることになりはしないかと懸念します。イ「子どもへの目配り・声かけ等」は子どもの権利を守ることとどのような関係があるのでしょうか。場合によっては地域からの監視の目のように感じるかもしれません。 | ご意見として承ります。なお、地域の役割については、「住民間の交流や見守り活動等を通して～」に修正します。 | E |
| 163 | Ⅱ 役割と責任について | ② 市民と地域を分けて書いているので、役割がかえって曖昧になると思います。市民と地域等でわかりやすい表現をお願いいたします。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、市民と地域を分けて定義する予定です。地域は、町内会やコミュニティ協議会、NPO法人など、地域活動に取り組む団体等で、市民には、市に住所を有する方だけでなく、広く通勤・通学等で鹿児島市に関わる個人を含める予定です。 | E |
| 164 | Ⅱ 役割と責任について | ⑤のウ 管理する施設とは？また、箱ものを作るのですか？子どもの権利が保障される機関を作ってください。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、育ち学ぶ施設については「児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校、社会教育法に定める社会教育施設、医療機関等その他子どもの育ちや学び、支援を目的として、子どもが通学・通園・通所し、又は利用・入所・相談する施設の関係者」としています。 | E |
| 165 | Ⅱ 役割と責任について | 子どもと親の関係が昔と比べて大きく変わったとは思えません。まわりの環境の変動があまりにも速くいちじるしいように感じます。現状をふまえた納得のいく内容を希望します。 | 条例内容の検討にあたり、子ども達をとりまく様々な課題についても確認をしてきたところです。今後も、子ども達の現状を踏まえた取組の推進に努めてまいります。 | E |
| 166 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの役割を明記する必要があるのでしょうか。 | この条例は、社会全体で子どもの権利を尊重することを目的としていますので、それぞれの役割を規定することで、全ての大人が子どもの権利に関係することを明らかにし、それぞれの立場で考え続けていく必要があると考えています。 | E |
| 167 | Ⅱ 役割と責任について | 市には「責務」としぼりと責任の大きさ、重さを示すことばが用いられていますから、理念だけにとどまらず、いかに実行に移すのか（財政の裏づけ、施策の具体化、市民への細かな周知など）具体的に示してほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | E |
| 168 | Ⅱ 役割と責任について | 県の「家庭教育支援条例」との関連はないのですか？決して親に親に、家庭に責任を押し付けないようにしてほしい。又そうとられないような配慮ある条例の中身にしてほしい。 | 鹿児島県家庭教育支援条例と、直接的な関係はありません。 | E |
| 169 | Ⅱ 役割と責任について | それぞれの役割が明確に表現されていると思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 170 | Ⅱ 役割と責任について | 役割がすべて活かされたら素晴らしいことです。日常生活でどう活かされるかが大切です。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | E |
| 171 | Ⅱ 役割と責任について | 学校の教師・教頭などは責務を負っているのでしょうか？可能性や夢をつぶしていないか心配です。「子供のくせに何が分かる」と傲慢になっているのでは？その大人の教師でさえも犯罪やいじめ等、非道なことをしているのに。 | 学校の先生方は「育ち学ぶ施設」として、役割が規定されることとなります。 | E |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|--|---|
| 172 | Ⅱ 役割と責任について | 子供が遊ぶところがあまりないので広場や公園などを確保し、安心して遊べる場を整えてほしいです。 | 小学校低学年以下の子どもたちの路上遊びを防止し、身体面の発育や発達を助長するために地域の要望により設置しているちびっこ広場については、子ども達が安心安全に遊ぶことができるよう引き続き適切な管理に努めてまいります。 また、身近に公園がない地域への対応につきましては、まとまった用地の取得が難しいことから、民有地などの借上げにより、公園の設置を進めているところです。今後も、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりに取り組んでまいります。 | E |
| 173 | Ⅱ 役割と責任について | ④育ち学ぶ施設の役割 子どもの年齢及び発達に応じ、主体的に学び、生きる力を育むような教育を、ぜひ、鹿児島市立の小学校、中学校全てで行って下さい。学年のカベを超えた学習、教科書によらない、課題解決型の学習、学ぶスペースを自由に、子どもたちが生き生きと学ぶ学校をつくって下さい。具体的な方向性を示して下さい。 | ご意見のあった、主体的に学び、生きる力を育む教育については、第二次教育振興基本計画においても、いわゆる非認知能力の育成を図ることとしており、ご意見の内容も踏まえながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や指導方法等の研修に引き続き取り組んでまいります。 | E |
| 174 | Ⅱ 役割と責任について | 大人のそれぞれの立場から、役割や努めることがわかりやすく示してあると思います。ただ、肝心の連携や協働に関する具体的な部分は各々に任されているだけの印象をうけました。図案でも子どもを中心とした形になっていますが、どこが要になって連携協働していくのかわかりにくいです。（素案だとその役割は「市」となっていますが、具体的な案はあるのでしょうか。）子どもをめぐる問題は各々の立場や環境から目線がちがうものも多く、問題がいくつも複雑にからんでいたり、子ども自身もどうしていいかわからなくなっているケースもあります。それぞれの役割部署をまとめ、情報共有・連携・協働を主体で行う場所がしっかり定められている方がいいと思います。 | ご指摘のとおり、市は、各々がその役割を果たせるよう、必要に応じて支援する責務を負うこととなります。具体的な取組を検討する際は、頂いたご意見も参考にしながら、複合的な課題を抱えた子どもや家庭の支援に努めてまいります。 | E |
| 175 | Ⅱ 役割と責任について | 市の責務に連携とありますが、療育事業所と連携を取って、全ての障害を持つ子どもが障害の重さにかかわらず療育に通えるようにしてほしいです。 | 各事業所における療育サービスについては、利用される児童の特性に応じて専門的な支援が行われるよう、各事業所毎に対象となる障害種別や程度を設定しております。 | E |
| 176 | Ⅱ 役割と責任について | 〔育ち学ぶ施設の役割〕に、「課題の早期発見及び支援」とありますが、鹿児島市では、とても大事な時期である10か月頃の検診がありません。1歳半と3歳だけでは少ないと感じております。「もっと早く気付いてあげられたら…」と、悲しみ、申し訳なさに陥る保護者を減らすべきだと感じております。 | 本市の乳幼児健診は、3～4か月、7～8か月、1歳児を対象に市内の医療機関に委託して実施し、必要に応じ精密検査の案内をするなど、課題の早期発見に努め、支援を行っております。 | E |
| 177 | Ⅲ 子どもの健全な育ちの支援について | 3 「子どもの意見表明及び社会参加」についても「促進」というより、権利を十分行使できるように「保障」という観点で考えた方が良いでしょうか。 | 文言修正 ③子どもの意見表明及び社会参加は「促進」ではなく「保障」に表現を改めます。 | A |
| 178 | Ⅲ 子どもの健全な育ちの支援について | ・ぜひ、子どもの視点に立った情報提供、ではなく、子ども自身が自分の権利について深く権利行使を行えるように、「学ぶ」機会にしていきたいです。 | 文章修正 ③子どもの意見表明及び社会参加ウにおける「情報提供」を「情報及び学ぶ機会の提供」に表現を改めます。 | A |
| 179 | Ⅲ 子どもの健全な育ちの支援について | ⑨調査・情報収集等 追加：また調査結果や得られた情報は、その都度市民に開示する。 | 文章修正 ⑨調査・情報収集等を「～情報収集等を行い、得られた情報等については、必要に応じて公表するものとします。」に表現を改めます。 | A |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|--|---|
| 180 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 「支援」という言葉に違和感を感じます。子どもたちは、心身共に健やかに育ち、生活する権利があります。又、文化的な経験は情緒の育ちに不可欠であること、文化的経験を保障されるしくみを作って頂きたいです。 | 文言修正 「(5)子どもの健やかな育ちの支援」を「(5)子どもの健やかな育ちを支える取組み」に表現を改めます。 | A |
| 181 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもにとって居場所があることはとても大切なことです。最近、学校に通えていない子どもたちの話を聞く機会があり、市でもそういう子どもたちに対して積極的に動いてくださるといいと思います。 | ご意見のあった子どもの居場所については、現在、市内5か所にフレンドシップ（適応指導教室）を設置し、学校に通えていない児童生徒の、集団生活や学業等の適応力を高めるための居場所作りに取り組むとともに、学校に通えない子どももタブレットを活用して授業や相談を受けることができるなど、各面から対応しているところであり、「(5)ー⑥子どもの状況に応じた支援」に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。 | B |
| 182 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 待機児童ゼロを更に目指してほしい！働きたくても働けないでは子どもの健やかな成長や保護者への負担も大きく悪循環である。 | 待機児童の解消については、重点的かつ効果的な対策をスピード感をもって実施し、早期に実現したいと考えております。 | B |
| 183 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの健やかな育ちのためには、まず、親、そして幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校などの支援が必要だと思います。特に、幼稚園も先生たちの配置人数を増やしたり、保育以外の業務を減らしたりして、安心して親が預けられるようになればいいと思います。大人に余裕が無いと、その分のひずみ子どもに伝わります。これも考えていただければと思います。 | 「④子育て家庭への支援等」及び「⑤育ち学ぶ施設とその職員等への支援」の項目で規定しております。 | B |
| 184 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | P5①に(障害者に対する表記)として新たに「ウ障害を持つ児童等に対して、安心安全な学べる施策の充実や医療体制の環境づくり」を追加する。 | 「④子育て家庭への支援等 イ」及び「⑥子どもの状況に応じた支援」において取り組んでまいります。 | B |
| 185 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | P6④アの2行目…必要な支援を行うとともに、の次に「待機児童の早期拡充に努め、保護者が子どもを育てやすい…」とした方が理解できる。 | 待機児童の解消については、重点的かつ効果的な対策をスピード感をもって実施し、早期に実現したいと考えております。また、子育て中の保護者に対し必要な支援に努めてまいります。 | B |
| 186 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 上記と同様の理由により「保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設…」を「保護者、市民、地域、育ち学ぶ施設等…」が適切なのではないか。 | 今回のパブリックコメントの内容に「定義」部分は含まれていませんが、保護者については「親権を行う者、未成年後見人、その他の者で子どもを現に監護する者」としており、里親やファミリーホームについては、保護者に含まれることとなります。 | B |
| 187 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 学校においても「子どもの視点での多様な相談機会の確保」がなされるよう、具体的な手立てを講じていくことが大事だと思いました。 | ご意見のあった児童生徒の多様な相談機会の確保については、「(3)ー④育ち学ぶ施設の役割」及び「(5)ー⑦相談機能の充実等」で、引き続き学校における教育相談の充実に向けて学校を支援することとしております。 | B |
| 188 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ほとんどの親が働いている現在、保育園、学校、放課後児童クラブ等、子供を安心してまかせられる施設の充実につとめてほしいです。 | 「④子育て家庭への支援等」において取り組んでまいります。 | B |
| 189 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | この支援が、非課税世帯、ひとり親世帯だけではなく、鹿児島市のすべての子どもたちが受けられたら良いと思う。このような制度はいつも非課税世帯、ひとり親世帯に限られ(子育て家庭への支援等) 不平等さを感じている。 | 具体的に各施策に取り組む中では、その目的等により、対象を絞ることもあろうかと思いますが、この条例は、すべての子どもの健やかな成長を願うものであり、世帯等によって子どもを分けるものではありません。 | B |

| | | | | |
|-----|--------------------|---|---|---|
| 190 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 「支援する」より共に活動することが大切ではないか。 | 子どもと共に活動することができるよう、子どもの意見表明や社会参加の機会を保障する取組を進めてまいります。 | B |
| 191 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもが健やかに育つ環境づくりには、まさに行政の役割が重大ではないかと考えます。家庭や地域などに押し付けとならないように、行政の姿勢をはっきり示してほしいと思います。 | 今回の条例素案では、市については「責務」、保護者や地域等については「役割」とし、市の責任がより大きいものであることを規定しています。 | B |
| 192 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 今年も不登校児童数が2・3年ぶりに増えています。原因は、不安・おそれ・いじめと公表されています。多様な性格の子どもに対応する市の対策に期待します。 | ご意見のあった多様な性格の子どもへの対策については、「(3)－④育ち学ぶ施設の役割」及び「(5)－⑥子どもの状況に応じた支援」で、引き続き個に応じた支援の充実に努めることとしております。 | B |
| 193 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 自分たちが住んでいる喜入中名は子供が集まれる場所がありません。学童もわざわざかき行けず限られた子供たちだけなので親は仕事を早く終わらせてという親が多いです。もう少し親も子ども住みやすい環境だったらと思います。 | 本市では、就労等により昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、児童クラブを運営しており、受け皿が不足する校区については、クラブの整備に努めているところです。今後とも、クラブの利用条件を満たす全ての児童が利用できるよう計画的に施設を整備してまいります。 | B |
| 194 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 早期療養の浸透、周知、それを行う事業所職員の教育の充実をお願いしたいです。 | 本市におきましては、3～4か月、7～8か月、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健診を実施しており、必要に応じて課題の早期発見及び支援に努めております。また、事業所職員の教育につきましては、公開療育（他事業所の見学・意見交換）や職員研修を伴う処遇改善を行う事業所への報酬加算などにより支援してまいります。 | B |
| 195 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 就学前までは、子どもは手厚く大人からの支援をもらっていますが、小学校にあがると手厚くなっていないように感じます。子どもが良く育ち、1人で何でもできれば問題ないが、小学校に行くと、その子にとって問題が生じても就学前のように手厚くないと思う。教員の不足もあるかもしれません。親だけではどうにもならないのに、サポートできる人たちがいなければ、その子どもは野放しになり、学校も楽しくないかもしれません。そうならない為にも、学校（特に1、2年生）には担任だけでなく、サポートの先生を増やしていただくとよいです。子どもの学ぶ姿勢がこれからの日本を変えられるのではないのでしょうか。 | ご意見については、現在、幼・保・小連携研修会等を通して、アプローチャリキュラムやスタートカリキュラムの充実を図り、小1ギャップの解消に努めています。また、通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた適切な支援を行えるよう特別支援教育支援員の配置に努めるとともに、教員の業務においても学校電話の自動音声応答装置の設置やデジタルドリルの導入を行うなど、更なる改善に取り組んでいるところであり、「(5)－⑤育ち学ぶ施設とその職員への支援」で、引き続き取り組むこととしております。 | B |
| 196 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ・今の子ども達は、知識はあっても実体験が圧倒的に少ないと言われている。もっと、様々な体験から学びに繋がる様な場があればよいと思う。（ネット社会となり匿名で人を誹謗中傷出来たり、戦闘ゲームなど子どもがその先の事を想像できなくなっている。相手を思いやる心を育てるには、想像力が必要だと感じる。読書や舞台芸術鑑賞、自然体験をどんどん取り入れて欲しい。外国では、演劇製作活動で犯罪が減ったという話も聞いたことが有る。） ・また、昔に比べ遊ぶ時間がとても少なく感じる。子どもは遊びや異年齢の子ども集団の中で学んでいく事が大切だと感じている。子どもが安心して自由に遊べる居場所作りをお願いしたい。（例えば、プレイパーク） | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 197 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どももその親も安心できる環境は大事だと思います。異年齢での活動を大切にしている団体もあるので、うまく連絡・連携を取れたら素敵だと思います。子どもの年齢に応じた判断も良いですが、技能や思想も尊重した上での社会的活動ができるとよいなと思いました。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|--------------------|---|--|---|
| 198 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ぜひ、給食費の無償化を実現してほしい。 | 給食費については、就学援助制度などで保護者が負担する給食費を支援し、一定の対応を行っているところです。なお、ご意見のあった給食費の無償化については、財政負担の課題もあり、現段階では対応が難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。 | D |
| 199 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 給食費は無料に。 | 給食費については、就学援助制度などで保護者が負担する給食費を支援し、一定の対応を行っているところです。なお、ご意見のあった給食費の無償化については、財政負担の課題もあり、現段階では対応が難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。 | D |
| 200 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑩推進計画の策定とありますが、その中身の最後の行の「子ども子育て会議において定期的に検証」とありますが、「検証」だけでなく、そのもっと先には是正措置、勧告、指導など緊張感をもった会議をして欲しいです。単なる委員会、協議会などでは意見のいっ放しになる可能性が大きいためです。子どもは未来の財産、宝です。大人の責任は大きいものと考えます。 | 鹿児島市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する会議です。同法第77条第1項第4号において、「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。」と規定されており、是正措置・勧告等の権限は有してはおりませんが、頂いたご意見も参考にしながら、効果的な会議運営に努めてまいります。 | D |
| 201 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 一人親家庭などの貧困家庭やヤングケアラーのため「学習支援」や「こども食堂」「冒険あそび場（プレイパーク）などの「子どもの居場所」を各中学校区に最低1か所をメドに整備していただきたい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 202 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの居場所作りが中心となってくるように思います。家と学校以外中々子ども達が学べる場や居場所として落ち着ける場所がないと思うので、視野を広げられる知識を持てるよう夢を持てるよう支援して頂ければと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 203 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの居場所づくりについて→自然及び文化芸術を学べる場(水族館や美術館など)の料金設定を、もう少し安くする(子供同伴の大人の割引をするなど)と、もっと利用者が増えると思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 204 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ① から⑩まで、喜入地域には整っていないと感じる。まずは実態調査など具体的に実施し、計画を立てる際は、早急に、1年後には実施するとか、期限を決めて取り組んでほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、今後の取組を検討してまいります。 | D |
| 205 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子育てにおけるアドバイスを密にとり、保護者も安らげるような場所をすることで、子育てに楽しみを持つ事ができるようにする必要があるのではないか。そのような施設を作りたいと考えているが市や県からの補助を有効活用できないだろうか？親や子どもにとって案内や戸外も含め自由に遊んだり学んだりできるような施設が鹿児島には少ないと思う。 | 頂いたご意見も参考にしながら「④子育て家庭への支援等」及び「②子どもの居場所づくり」において、親子が一緒に過ごすことのできる取組に努めてまいります。 | D |
| 206 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの意見が取り入れられて、社会に反映される体験をすることは、自信を深め、子どもたちの自己肯定感にもつながる大事なことだと思います。子どもの意見表明及び社会参加を、どのような形で実現させるイメージでしょうか。具体的な事例がありましたらお答えください。 | 具体的な取組については、条例制定後に市の様々な施策を推進する中で、必要な取組が検討されることとなります。 | D |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|--|---|
| 207 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑦相談機能の充実等の中に、ぜひ「オンブズマン制度を設ける。」を位置づけて欲しいと思います。子どもの問題は、緊急に解決を要する件が多々あります。オンブズマン制度で、各機関の連携をスムーズに行い、問題解決を速やかに出来るようにして欲しいと願います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |
| 208 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 「子どもの最善の利益」という言葉について：保育に関わっている立場の私達は馴染みがありますが、一般的には聞きなれないと思います。そもそもの解説や、別のことばへの変換があっても良いのかと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 209 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの居場所づくりの「安心して過ごすことができる」とあります。その場所として、繰り返しになりますが、フリースペースを開設します。安心感を基盤として、子どもは成長していきます。それが学校で実現されない場合、子どもたちは、安心できる場所を失います。そのために、フリースペースを開設していきます。子どもの状況に応じた支援の「個別に支援が必要であると考えられる子どもに対しては、その子どもの状況に応じ～支援を行うものとする」とあるように、学校に行けなくなる理由の一つに、健常児にあわせた学校の教育内容ではカバーできない子どもも多数いることが分かっているので、フリースペースでは、個別の支援ができるようにしていきたいと考えています。上記の観点からも、専門性を持つスタッフ配置を必要とし、その雇用のためには補助金が不可欠です。ぜひ、市議会での条例実現に向けた予算配置をお願いしたいです。 | 「(5)－⑤育ち学ぶ施設とその職員への支援」で、特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた適切な支援を行えるよう特別支援教育支援員の配置に努めており、頂いたご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。なお、ご意見のあったフリースクール等のスタッフ配置への補助につきましては、財政負担の課題もあり、現段階では対応が難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。 | D |
| 210 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの居場所づくりについて 年々増加傾向にある不登校の子どもたちの居場所の一つとして、プレイパークの検討をお願いします。家に閉じこもったまま、子ども同士で遊ぶ体験のないまま大人になってしまうことのないよう、いろんな人が連携して支援していかないとはいえないと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 211 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 推進計画の策定について 条例に基づく施策をスピーディーに推進するためにも、「子どもオンブズパーソン」の設置の検討をお願いします。 | 頂いたご意見も参考にしながら、相談機能の充実等に取り組んでまいります。 | D |
| 212 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ③のウについて…上記に述べたように具体的な機会がつけられること、それが全ての子どもへ広く保障されることを望みます。(妊婦さんから幼・保・小・中・高・フリースクール等とおして) | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 213 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑤アについて…施設の職員等がひろく研修できる機会をつくるとともに負担なく取り組めるようにしてほしい。(①子どもへの教材を市民の声を生かしてつくる②教員等の負担の軽減、子どもの目を見て関わる時間をふやす) | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 214 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑧広報・啓発について…子ども・保護者・育ち学ぶ施設それぞれにこの条例をわかりやすく伝えるための「場」と「もの」を作りたい | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|--------------------|---|---|---|
| 215 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ③子どもの意見表明及び社会参加 各年代の代表をメンバーとした子ども会議を置き、市は子どもに関わることに て、子ども会議で検討し、その意見を尊重する。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの意見表明及び社会参加に取り組んでまいり ます。 | D |
| 216 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑧広報及び啓発 広報に子ども会議の意見を反映する。そのために、広報作成チームに子ども会議の メンバーか、または公募して参加させる。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 217 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ③子どもの意見表明及び社会参加 追加：子ども会議を置き、市は子どもに関わる ことについて、子ども会議で提案された意見を、確実に市政に反映するよう努め る。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの意見表明及び社会参加の取組を進めてまい ります。 | D |
| 218 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑧広報及び啓発 追加：広報に子ども会議で提案された意見を掲載する。そのため に、広報作成チームに子どもが3人以上参加できるようにする。子ども会議のメン バーでも構わない。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発の取組を進めてまいります。 | D |
| 219 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 追加：調査の結果、重大な子どもの権利の侵害があきらかになった場合の対応につ いて、項目をもうけて具体的な措置を記載してください。 | 頂いたご意見も参考にしながら、⑥子どもの状況に応じた支援及び⑦相談機能の充実 等に取り組んでまいります。 | D |
| 220 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 1人親の子供等に教育支援を願います。（家庭教師とか塾等） | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。 | D |
| 221 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | (5)の②非常に大切に切実な問題と思います。乳幼児などはほん館などがある が（地域限られているが）学童保育を除けば、安心して遊べる地域の居場所がほと んどない。（おとしより向けは福祉館などあるが）子どもが無料で観られる激情、 雨の日も遊べる児童館的なものが欲しい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 222 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 児童相談所の数が少なすぎる。子どもが大切に育てられるよう支援する場所、人員 の確保、財政の裏付けをしっかりとしてほしい。 | 児童相談所については、都道府県や政令市に設置義務があり、本市のような中核市で は設置できることとされておりますが、本市では、児童虐待が深刻化する前の早期発 見や家庭支援など児童虐待対策を強化するとともに、子どもと家庭を総合的に支援す る体制の充実を図るため、独自の児童相談所の設置を検討しております。 設置にあたっては、ご意見をいただきましたとおり、支援する場所や人員の確保、財 政の裏付け等が必要になるものと考えており、今後の具体的な検討におきましても、 そのような視点で検討してまいりたいと考えております。 | D |
| 223 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ⑩の「子ども・子育て会議」はどのような人々で構成されるのでしょうか？検証す るのであれば、大人だけでなく子どもの意見も取り入れてほしいと思います。ま た、色々な立場の方に入ってもらい、様々な角度から検証してもらいたいです。※ 具体的な支援は条例では示されないのでしょうか？条例だけを読んでも、子どもた ちが過ごしやすいまちになるのか不安です。→推進計画は一般人は関われないので しょうか？ | 子ども・子育て会議は、学識経験者のほか、保育教育関係団体や保健医療福祉団体な どの各種関係団体から選出していただいた委員及び公募市民により構成されていま す。 委員に子ども代表を加えることについては、今のところ考えておりませんが、子ども の意見を聴取する機会や、子ども・子育て会議との連携を図り、子どもの意見を市政 に反映できるような仕組みについて今後検討してまいりたいと考えております。な お、子ども・子育て会議の公募委員につきましては、3年ごとに募集をしております ことから、多くの方にご応募いただけるよう取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-------------------|--|---|---|
| 224 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 「Ⅱ役割と責務」にもつながりますが、環境整備・居場所づくりや社会参加、相談、支援、情報収集・発信や計画づくりなど「子どもを中心に」と考えるなら、「平素より子ども一人一人を誕生時から定期的に見守りサポートするしくみ（健康・発達・子どもをとりまく環境を含めて）」「気軽に相談できスムーズに支援につながる場所・システム」を”子ども関係の専門部署”として設けていざ問題が起きた時にも、その場所を中心に情報共有・連携・協働の要（公平で総合監督的な立場）とすることができるよう整えてほしいです。（各々の連携より物的確にスピーディに支援を届けられると思います。） | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 225 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | <子どもの居場所づくり>サンエール、県民交流センター等、どこも学習する環境でもないのに勉強している高校生。だれでも自由に使用できる学習スペース作りは急務だと感じます。また、小さい子どもから大人まで自由にあそべる自然に近い公園がほしい。子どもの身体、精神の成長には、遊具ではなく、創造力豊かもあそべる土、木、水、火などが一番と思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 226 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 様々な環境の大切さが分かり、今後、子どもの活やくできる居場所があると、また鹿児島市も活気にあふれるのではないかと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに努めてまいります。 | D |
| 227 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 収入が低いと（個人の努力では解決できない、勤務先の給料が低い等、鹿児島は多いと思う）子供が習い事や部活をしたくても、させてあげられない家庭もある。（特に部活はユニフォーム等でお金がかかる）子供がやりたい事を金銭面で叶えてあげられない事がないように、何か方法はないかと思う。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。 | D |
| 228 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 7「相談機能の充実等」にはぜひ、オンブズパーソンの設置を入れて欲しいと思います。 | オンブズパーソンの設置につきましては、条例制定後の取組の中で検討してまいります。 | D |
| 229 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 10の「推進計画の策定」には当事者である子どもたちの声を聞く場を設けて欲しいと思います。 | 子どもの意見を聴取する機会や、子ども・子育て会議との連携を図り、子どもの意見を市政に反映できるような仕組みについて今後検討してまいりたいと考えております。 | D |
| 230 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | ・包括的な支援のみならず、具体的な施策、例えば子どもアドボカシー制度や、子ども議会、子どもオンブズパーソンや機関の設置などにも取り組んでいただきたいです。 子どもの権利侵害があった時に、具体的にどのように救済するのか？子どもの意見表明権をどのように保障するのか？などについて、具体的な施策を盛り込んでいただきたいです。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 231 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 支援ではなく子どもの権利として。特にコロナ化で情緒面が気になる昨今、文化的芸術的体験等もっと保障してあげたい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 232 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 特にしっかりとした財政的なウラづけがほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-------------------|--|--|---|
| 233 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 子どもの悩みは保護者の悩みだったりする。そういった人達に寄り添うには、そこに関わる人がたくさん必要。忙しすぎてバタバタした中では、心のヒダを読み取れない。支える人を増やすという視点で考えてほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、育ち学ぶ施設とその職員等への支援に取り組んでまいります。 | D |
| 234 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 鹿児島は子どもの貧困率が高いので、特にその対象を明確に打ち出してほしい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。 | D |
| 235 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 条約では、国は親（保護者）の第一次的養育責任に対する援助を与え、子どものケアのための施設・サービスの発展を確保する、と定めています。教育、健康医療、生活水準への子どもの権利を守り、子どもが健全に育つように、市はあらゆる施策を講じる努力をして欲しい。子ども食堂や食材配布などなくても普通に暮らせるように。安心して学校生活が送れるように望みます。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の子育て家庭等への支援について取り組んでまいります。 | D |
| 236 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 行政が、この条例をつくったことで何をしようとしているのか、子どもたちにとって誰一人とり残すことのないよう「社会全体で守っていくよ」と伝わるような市民への周知方法の具体化パンフレットの実現を望みます。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 237 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 子どもにとっての豊かな自然及び文化芸術などなくてはならないもの、また地域の居場所づくりも大事。その通りですが、条例の文言上だけで終わらせないでほしい。そのために何をするのか、どれだけ予算をつけるのかが重要なことです。具体的に実現させて見せてほしいです。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。 | D |
| 238 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 鹿児島市が日本国憲法や国連子どもの権利条約をしっかりと実施すると宣言すれば、とても心強い。健全な育ちが本当に侵害されているので、条例を作るのであれば、子どもたちのこの現状がこう改善するという期待感をもたせてほしいが、あまり感じられない。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 239 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | ・素案の支援部分は、とても抽象的で分かり辛い。今から色々と検討され具体策があがってくるのだと思うが、是非市報等で市民にも伝えて欲しい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 240 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | ⑦相談機能の充実等について 今でも子育てについて相談できる場所はあります。私自身、学校、保健所、病院、児童相談所、市役所などに相談し、その度に一から話をしなければならず、縦割りで連携を全く感じませんでした。担当者同士で話をしてもらうなど、もっと市民に寄りそって連携してほしいです。（県とも）市の施設から率先して、体制や環境の整備に全力で取り組んでほしい。子どもは18年たつと大人になります。 | 頂いたご意見も参考にしながら、相談機能の充実等に取り組んでまいります。 | D |
| 241 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 子どもの貧困への支援も大きく保障されていくといいなと願っています。 | 頂いたご意見も参考にしながら、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|--|---|
| 242 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ご意見することはありません。 | ご意見として承ります。 | E |
| 243 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもが主体となる『3.子どもの意見表明及び社会参加』が明記されていて良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 244 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | P5(5)①イの2行目…大切であることを認識し、の次に 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育成するため、子供とともに… とした方が理解できる。 | 鹿児島市に住む子どもたちはもちろん、観光や帰省等で鹿児島を訪れる子どもたちにとっても、子どもの権利を尊重する必要があると考えております。 | E |
| 245 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 安心・安全な環境の整備について→いまだに不審者が絶えません。せめて小学生のスクールゾーンや登下校の道などに監視カメラ(見守りカメラ)を付けてほしいです。 | 本市では、地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的に町内会等が設置する街頭防犯カメラについて、設置費用の助成を行っておりますので、ご活用いただければと思います。 | E |
| 246 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | この通りだと思う | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 247 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもが健やかに育つために、様々な支援が受けられる体制づくりがなされていることがわかり良いと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 248 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 良いと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 249 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ①は対応が遅ければ意味がない。危ない通学路はたくさんある。②障害の子は療育など行くところがあるが、健常児は習い事にお金がかかる。③参加させる親の時間が無い。④わが家は子ども6人いるが支援は受けてない。⑥充実した支援は受けられない。(不登校の際、相談案内なく解決策なし)。⑦対応が遅い。 | ご意見として承ります。 | E |
| 250 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | よいと思う。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 251 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | とてもすばらしいです。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 252 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | いいと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|-----|--------------------|---|---|---|
| 253 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | (5) ⑩推進計画の策定 条例の運用状況の検証について「鹿児島市子ども・子育て会議」において、となっていますが、これは就学前の子どもに関する教育・保育等の充実をはかる会議ではないですか？この会の中で18歳までを対象とする子どものための条例の検証を行うのは、会の設置目的と合っていないのではないのでしょうか。 | 鹿児島市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する会議です。同法第77条第1項第4号において、「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。」と規定されており、18歳到達の年度末までが「子ども」と規定されています。 | E |
| 254 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 広報及び啓発 地域子育て支援センターや子育て支援施設での活動は、自分で調べない情報を得ることができない為、存在やイベントがある事を知らない保護者も多いと思います。その様な場に行くことで、保護者同士のつながりや気軽に専門職に相談等ができるなどのメリットがあるため、より多くの保護者に知ってもらう事は必要だと考えました。 気になる家庭やイベントの対象となる家庭にその様な情報をハガキ等で毎月知らせるなどの広報はできないでしょうかと感じました。 | 毎月、「市民のひろば」でイベント等を周知しているほか、鹿児島市子育て応援ポータルサイト「夢すくすくねっと」から登録できる「すくすくメール」では、子育てに関する情報を定期的に配信しています。 今後も、関係機関と連携を図りつつ情報発信に努めてまいります。 | E |
| 255 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ・育ち学ぶ施設とその職員等への支援 →質を上げる施設と職員等への支援 (育ち学ぶことは、当たり前のこと 大人側の見方は、ある程度厳しくあるべきだと思います。) | ご意見として承ります。 | E |
| 256 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ・子どもの居場所づくり →「安心・安全な環境の整備等」＝「子どもの居場所」なのでは？ (安全な場所ではない環境の時点で問題だと思うので。) | ご指摘のとおり、子どもにとって安全・安心に過ごすことができなければ子どもの居場所とはならないと考えます。安心・安全な環境の整備は、子どもの居場所に限らず、通学路など地域が安全・安心な環境であることまで含まれています。 | E |
| 257 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ④～⑦を強気に、打ち出してほしい。自分の子、他人の子を簡単に殺す時代です。子どもに対する特に虐待等は市も強力な指導をしてほしい。早め早めの指導をお願いしたい。 | 虐待の通告・相談があった場合には、市の関係機関等と連携しながら情報収集や家庭訪問などを行い、安全確認等を行っており、その結果、子どもの緊急一時保護が必要と思われるケースについては、児童相談所へ送致するなどの対応を行っております。 | E |
| 258 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | どれもとても大切だと思います。特に②④⑥です。具体的に何をするのか、どう支援していくが一番大切だと思います。子育て支援センターもいくつもありますが、本当に機能しているのでしょうか？作って、運営していく、で完結していませんか？私が本当に②④⑥の役割を果たしていると思うのは、藤ヶ丘保育園内の子育て支援センター「はらっば」だけです。 | 賛同のご意見、ありがとうございます。 また、頂いたご意見を参考にしながら、子どもの健やかな育ちの支援に努めてまいります。 | E |
| 259 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子供の安全が守られている文だと思います。子供達が安心して登下校が出来るように歩道が増えたらいいなと思いました。 | 賛同のご意見として承ります。 また、頂いたご意見を参考にしながら、安心・安全な道路環境の整備に取り組んでまいります。 | E |
| 260 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 「子どもたちの健やかな育ちを支援」ということがそもそも子どもの権利とは違うという印象を受けます。 | この条例は、子どもの権利を保障することを通して、鹿児島市として子どもの健やかな育ちを支援することを目的としているものです。 | E |

| | | | | |
|-----|--------------------|--|--|---|
| 261 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | この素案では、全体的に子どもは支援するものという印象が強く、それは、「子どもの健やかな支援」というくくりに行っているからではないでしょうか。「施策の推進」というくくりにして、⑩推進の策定は、最初に書かれた方がよいと考えます。推進委員には、必ず市民の代表者も入れていただき、条例策定後も市民と考える組織づくりを希望いたします。⑧広報及び啓発は、市の役割としてとても重要なので最初の段階で謳われるべきと考えます。特に、子どもたちが小学校にあがるときや学年に合わせた文章など、きちんと知らせるための広報に重点をおいてほしいと願っています。また、出産のときの母子手帳などにも広報があるとよいのではないのでしょうか？⑦相談機能の充実等は、この施策をすすめる上での肝になると考えます。オンブズマン制度（救済制度）を取り入れて下さい。第三者的な中立の立場で助言支援できる機関があることが、すべての人の権利意識の向上と安心感につながるのではないのでしょうか。①から⑥は、それぞれ大事な事が書かれていますが、具体性がみえません。それぞれ役割のところに書くか、施策に入れるかして具体性をもって表現することをお願いいたします。 | この条例では、子どもの権利の保障が最終目的ではなく、子どもの権利の保障によって、その先にある子どもの健やかな育ちを目的としています。また、(5)子どもの健やかな育ちの支援については、より子どもに関係のある取組を先に記載しており、今回のパブリックコメントにおける子どもからの意見により、③子どもの意見表明及び社会参加を一番初めに記載することとします。なお、条例制定後の広報及び啓発に取り組む際は、頂いたご意見も参考にしてまいります。併せて、①④⑦についても、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | E |
| 262 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子ども権利をしっかりと守っていくようにしてもらいたい。県の「家庭教育支援条例」との関連はありませんか？ | 鹿児島県家庭教育支援条例と、直接的な関係はありません。 | E |
| 263 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもは母親ひとりが育てるものではありません。また、それぞれ家庭でとりくむことでもないです。社会の中で、鹿児島市全体で、すべての子どもたちを愛情裕に育ててくための支援。子どもたちをまん中にして、市、学校、大人たち全員で子どもの育ちに対しての支援を具体的に書いたものにして下さい。いい条例になることを願っています。 | 今回の条例の目的は「社会全体で」子どもの健やかな育ちを支える目的としています。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | E |
| 264 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 重度障害児の学びの場、職員を増やして。過重労働では子等に寄り添えないので。希望する障害児を受け入れてほしい。 | ご意見のあった重度障害児の就学先については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人保護者の意見、専門的見地からの意見などを総合的に判断し決定しております。なお、重度障害児の学びの場として県立の特別支援学校もあることから、設置者である県とも連携を図ってまいります。 | E |
| 265 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの医療費窓口無料にしてほしい。 | ご意見として承ります。こども医療費助成制度は、県の補助事業であり、令和3年4月から住民税非課税世帯については、18歳まで窓口無料としております。課税世帯についても、窓口無料の導入を、引き続き、県に要望してまいりたいと考えております。 | E |
| 266 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 子どもの権利を保障する条例の制定。ほんとに子どもたちのためになることを希望します。 | ご意見として承ります。 | E |
| 267 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | ①～③への支援は当然なものです。大いに推進してください。クラスの人数について、少人数制にしてほしいです。諸外国は1クラス20人程度です。教師も雑用に追われ、こども達の様子を細かく見守る事が出来ないでいます。こどもの健やかな育ちの支援には、教師のゆとりが大切です。 | ①～③について賛同のご意見として承ります。また、ご意見のあった1学級の児童生徒数については、国及び鹿児島県の基準で定められていることから、ご意見として承ります。 | E |
| 268 | Ⅲ子どもの健やかな育ちの支援について | 18才までの医療費は窓口で無料に。 | ご意見として承ります。こども医療費助成制度は、県の補助事業であり、令和3年4月から住民税非課税世帯については、18歳まで窓口無料としております。課税世帯についても、窓口無料の導入を、引き続き、県に要望してまいりたいと考えております。 | E |

| | | | | |
|-----|-------------------|---|---|---|
| 269 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 良いと思います。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 270 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 支援することでおしつけがましくなったらと心配します。 | 心配されているような状況にならないよう、条例制定後の取組を検討してまいります。 | E |
| 271 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | 学校には子供の可能性の芽を摘み、奴隷化させる、目を背けたくならないじめ体罰などの負の側面があります。学校に行けない、行きたくないのなら休ませたり寺子屋とかを創設して通わせるのはどうか？ | ご意見として承ります。 | E |
| 272 | Ⅲ子どもの健全な育ちの支援について | ありがたいことに、鹿児島市では療育を無料で受けることができます。それには心から感謝しております。ですが、その一方で、それを利用した他事業からの参入による、療育とは言えないような（個人的意見ですが）療育が増え続けているように感じます。志ある支援を目指すのであれば、子どものための療育の基準をしっかりと定め、選ぶ親にも負担の少ない支援であってほしいです。 | 各事業所の支援内容について、不適切と思われる情報がありましたら、本市としても速やかに調査・指導することとしており、今後も継続して参ります。また、国においては、障害児通所支援の在り方について検討を進めておりますので、国の動向を注視しながら、適切な対応を行って参ります。 | E |
| 273 | その他 | 二、条文の中に、「成長」「成長及び発達」「育ち」というように、同じような意味がバラバラな文言で書かれています。それぞれの言葉の意味を定義せずに、感覚的に使用していると思われる。SDGsでは「発達保障」という観点で「発達」という言葉が用いられています。全てを包括的に表現する「発達」という言葉に統一されたらいかがでしょうか。 | 文言修正 本条例では、「子どもの育ち」を中心となる概念として用いています。ここには、一般的な語彙である「成長」や、権利と結びついた「発達」を包含しつつ、子ども自身が主体的に自己形成をしていくという意味を込めており、どの世代にも理解しやすい表現を用いています。また、特に他の条約等との関係で必要となる場合には「成長及び発達」を、一般的な表現が適切である場合には「成長」を用います。このような主旨が明確になるよう、表現の修正を行います。 | A |
| 274 | その他 | 三、保護者の役割に、「保護者は子どもの権利を保障し、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを自覚し…」とあります。これだけだと「自己責任」論的になってしまいます。子どもの権利条約第18条には、国の適当な援助についても触れられています。市として、保護者を支援する役割も同列に定義すべきです。 | (4)市の責務及び④子育て家庭への支援等に含まれると考えています。また、保護者の役割を「保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、また困った時は一人で不安等を抱え込まず、必要な協力を周囲から得て、～」に表現を改めます。 | A |
| 275 | その他 | 四、育ち学ぶ施設の役割の中に、「生きる力を育むことができるよう支える」という表現がありますが、「生きる力」の意味が曖昧です。新しい学習指導要領（2020年）にある文言をそのまま持ってきたと思われるが、ユニバーサルな誰でもわかる具体的な表現に変えた方が良いと思われます。 | 文章修正 育ち学ぶ施設の役割 アを「～、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう支えること。」に表現を改めます。 | A |
| 276 | その他 | ジェンダー平等・多様性の視点も書き込んでいただきたいです。 | 文章追加 基本理念の部分に多様性の尊重について、記載することとします。 | A |
| 277 | その他 | 多様性について触れている一文があれば良いのではないかと思います。 | 文章追加 基本理念の部分に多様性の尊重について、記載することとします。 | A |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 278 | その他 | ジェンダー平等の内容についてふれていただきたいと思います。 | 文章追加 基本理念の部分に多様性の尊重について、記載することとします。 | A |
| 279 | その他 | 国連の子どもの権利条約を批准している国というのをかくしているように感じた。条約の正式名称は大事だが「国連」をつけてもらいたい。国連から勧告を受け続け、なかなか是正できない国だからかくしたいのか？と思ってしまう。堂々と書いてほしい。（ ）書きでも。 | 文章修正 「児童の権利に関する条約等で保障された子どもの権利を、社会全体で尊重することを基本理念とし」に表現を改めます。 | A |
| 280 | その他 | ・知識偏重な傾向にあるよう感じます。もっと文化的経験が必要ではないか。 ・日本の子どもが他の先進国に比べ「幸福感」に乏しいと言われます。分析して条例に生かされたいと思います。 | 学歴や世帯年収額よりも、自己決定度の高い人が幸福度が高い傾向にある、という国内の調査結果もあり、子どもの意見表明や社会参加の機会の保障が重要であると考えています。 | B |
| 281 | その他 | ① 子どもの権利保障、子供の基本的権利は国際連合で定められ、日本も批准し、国内法ができて、その流れの中で、条例を制定するのだという社会的背景も示すべきです。 | 制定の背景に「日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法などの趣旨を踏まえ」と記載しています。 | B |
| 282 | その他 | ② こども基本法にある定款を設けるべきである。 18歳未満だけでは支援の中身が見えないので、基本法にあるように具体的に記述してほしいです。 | 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、条例には定義も含む予定であり、その中では子ども基本法におけるこども施策についても規定することとしています。 | B |
| 283 | その他 | コロナの影響もあり、不登校の生徒が鹿児島でも4年連続で最多を更新しました。小中高で3,688人との事。実態はもっと多いはず。連続して30日以上欠席のみカウントされているので。こども達が「毎日学校へ行くのが楽しみ。先生や友達と会って勉強したり遊びたい」とあたり前の日常が安全に保たれる様に行政は力を尽くしてほしいです。 | ご意見のあった不登校児童生徒への対応については、「(3)－④育ち学ぶ施設の役割」及び「(5)－⑥子どもの状況に応じた支援」で、不登校児童生徒への支援と合わせて、引き続き不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。 | B |
| 284 | その他 | 文科省の12年ぶりの「生徒指導提要」改定において、校則をホームページで公開する、理不尽な校則の見直しを盛り込むなど、時代遅れの校則は話し合いの場を設けて見直すべきだと思います。人権に配慮しない校則については条例で禁止することはできないのでしょうか。教育現場に任せられている校則の見直しを大きく後押しするものと思います。ご検討ください。 | ご意見のあった校則の見直しや公表については、学校が児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めたり、生徒が考える機会を設けたりするなど、各学校の実情に応じて対応するよう指導しており、「(5)－③子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動の支援に努めるもの」として位置づけて、引き続き取り組むこととしております。 | B |
| 285 | その他 | とくに学校サイドの「いじめ」「体罰」等は早期発見に務めるよう強力なご指導をお願いしたい。 | ご意見のあったいじめや体罰等については、早期発見に努めることが大切であることから、現在、児童生徒の心身の状態をオンラインで集計・把握できる「ニコニコチェック（体と心の健康観察）」を活用し、心身の状態の変化のこまかな把握に努め、教職員間での課題の共有を図っているところであり、「(5)－⑥子どもの状況に応じた支援」で、学校に対して組織的対応を促し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き指導してまいります。 | B |

| | | | | |
|-----|-----|--|---|---|
| 286 | その他 | ジェンダーの視点からも小学校の標準服（制服）を廃止する。行き過ぎた校則を廃止する方向で動いて欲しい。 | ご意見のあった行き過ぎた校則や制服の廃止については、学校が児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めたり、生徒が考える機会を設けたりするなど、各学校の実情に応じて対応するよう、引き続き各学校に対して指導しており、「(5)－③子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動の支援に努めるものとしします。」に位置づけて、引き続き取り組むこととしております。 | B |
| 287 | その他 | 施行後、3年とか5年とか条例の見直しの附則も必ず入れるべきと考えます。その時々状況に合わせた実りあるものとするためです。 | 付則で期間を定めて条例を見直すことは、社会情勢を踏まえた弾力的な見直しができにくくなることも考えられますので、規定はしませんが、子どもたちを取り巻く社会情勢等に応じて、見直しを行ってまいります。 | C |
| 288 | その他 | ① この素案は、子どもの権利条約ですから、子どもの権利にどのようなものがあるのか、どのような事が守られるのかを書いた方がよいのではないのでしょうか。子どももおとなも目指す方向性がみえます。子どももおとなも知って、守って、広げていけるようになるのではないのでしょうか。 | 条例の制定の背景に、生きる、育つ、守られる。参加するなどの子どもの権利について触れていますが、条例制定後の広報及び啓発を行う際は、保障される子どもの権利についても伝えてまいります。 | D |
| 289 | その他 | 我が子の不登校をきっかけに鹿児島市内で学校へ行っていない子供達の居場所作りを初めて1年半ほどになります。週1回お寺を中心にいろんな場所で活動中。現在13から15人ほどの子供達が毎回参加してお昼ご飯作りや外活動をしています。このように学校へ居場所を見出せない子供達が安心していられる「居場所」を早急に作り、作るための補助、通うために必要な支援を求めます。フリースクールもいくつかありますが立地的な問題、経済的な問題で通える子供は少ないです。そうなるともう他に行く場所がありません。毎日家にいるしかありません。学校に行かない子供達はいかなる理由であれみんな傷ついています。みんなと同じようにしなければならないと思われている子供達は、みんなと同じように学校に行けない自分を責めています。自分が悪いと思っています。そんな精神状態で家に引きこもってしまっている子供達が思ってる以上にたくさんいると言うことを想像してみてください。 一番最初から来ている子で、人目が気になって平日の昼間は家から出ることができず、自分なんかいなくてもいいんだと思いながら家で過ごしていた子がいます。ここに来るようになって同じ気持ちを分かち合える仲間に出会い、一緒に活動して行く中で笑顔が増え、いろんな人と積極的にコミュニケーションをとるようになりました。自分の気持ちを話すことができるようになり、テレビに出てみんなの前で歌を歌いました。心が元気になるとそれまでやろうと思わなかったようないろんなことに挑戦してみようと言う気持ちになります。勉強もそうです。少しずつですがやれるようになって来ました。 私は私でいいんだと思える場所。安心していられる居場所の大切さを日々痛感しています。 同時に学ぶ場所の選択の自由を。選択肢を増やし、自分のペースで学んでいける環境づくりを求めます。フリースクールやフリースペース作りへの補助や支援を。そこに通うための支援を。予算を組んで真剣に取り組んでください。 子供は未来です。人を育てることは街を作ることです。 不登校24万人。潜在的な不登校を合わせると倍以上いるのではないかと言われています。子供達の成長は早いです。放っておけばもっと大変なことになります。どうか鹿児島独自の支援を考えていただきたいです。 宜しくお願いします。 | ご意見のあった子どもの居場所作りについては、「(5)－⑥子どもの状況に応じた支援」に位置づけてフリースクール等と定期的に連絡会を開くなど、教育委員会・学校と民間団体が連携・協力し合いながら、児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う取組を推進してまいります。 なお、フリースクール等への補助については、財政負担の課題もあり、現段階では対応が難しいと考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。 | D |
| 290 | その他 | 何か鹿児島らしい取組も入れることができればと思います。例として、鹿児島市子どもオリンピック（自己肯定感の醸成、体育の向上）、スピーチコンテストかごしま（国際性を身につける、ALTの活用、世界に目を向ける） | 頂いたご意見も参考にしながら、条例の広報・啓発に取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|---|
| 291 | その他 | 環境整備として、道路の白線の消えかけているものは白線をちゃんと書いて欲しいです。特に横断歩道が消えかけているところとか。通学中の子どもたちが危険です。環境整備もお願いしたいです。 | 道路のセンターラインや通行区分帯等の区画線等については、現場調査や皆様からの要望を踏まえ、車両や歩行者が道路を安全に通行できるよう、補修が必要な箇所について適宜対応しているところです。また、警察の所管である横断歩道などの道路標示については、警察へ必要な情報の提供を行っているところであり、頂いたご意見を参考にしながら、引き続き道路の適正な維持管理に取り組んでまいります。 | D |
| 292 | その他 | この条例を制定することによって、我々市民に、どのような影響があるのかまで、発表してくれれば、もっと具体的な意見や困っている人の声もパブリックコメントに反映されると思います。現段階では素案なので、なんとも言えないですが、子育てする人が少しでも増えて、鹿児島市が住みやすい、育てやすい街になるように応援しています。 | 賛同のご意見として承ります。また、今後、条例の広報・啓発を行う際は、頂いたご意見も参考にしながら取り組んでまいります。 | D |
| 293 | その他 | とても意義のある条例です。私たち大人はもちろんのことですが、子どもたちが大人と変わらない「権利」を持っていることを、それぞれの発達段階に応じて周知していくことが大切なのではと思っております。 | 賛同のご意見として承ります。なお、頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に努めてまいります。 | D |
| 294 | その他 | 鹿児島市に住んでいる、すべての子どもたちが、平等に取りこぼなくこの条例に示されているように、様々なかたちで守られ、支援されるようになってほしいと思います。条例にかかっているような様々な支援が具体的にどのようなかたちでうけられるのか、わかりやすく知れたらいいなと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に努めてまいります。 | D |
| 295 | その他 | 魅力的な県にするには、子育て世帯に援助し活性化できるような政策を実施して欲しい。コロナの影響からイベントなどのお出かけする機会も減っているので、メルヘン館や科学館、りぼん館などの施設で親子が一日過ごして充実できるような施設をもっと増やして欲しい。職業体験できるような施設などはどうだろうか？ | 頂いたご意見も参考にしながら「④子育て家庭への支援等」及び「②子どもの居場所づくり」において、親子が一緒に過ごすことのできる取組に努めてまいります。 | D |
| 296 | その他 | ・全体の文章について…ルビを振っていることから、多くの子どもに目を通して欲しいという思いが伝わりました。更に読みやすくなるように、一文の長さを50字程度に短くしてはいかがでしょうか(小学生高学年の教科書では長くて60字程度)。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 297 | その他 | 条例は素晴らしいものであると思うが、現在、地域の活動等、義務出会になっていて、保護者や子どもに負担となっている場合もあるように思われる。役割や支援の実現が、それぞれへの負担とならなければよいと思う。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |
| 298 | その他 | 条例の中身については、すべて正しく、こうあってほしいと思う内容ばかりでした。ですが、子育てをしている私たちとしては、この条例がどういう具体的なことに繋がるのかが一番気になります。理念を浸透させ、どう人が動くか、です。民間には、子育て支援＝子どもを応援する近道という考えで色々な取組があります。行政で補えないのであれば、民間の事業が運営したり、事業をスタートできるように支援して頂きたいです。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-----|---|------------------------------------|---|
| 299 | その他 | すばらしい素案であると思う。しかし、この素案の存在をどのように県民と共有するのか。どうすれば広い世代で共有できるのかをはっきりさせなければ、単なる紙きれで終わってしまうこと、それが一番の懸案である。職員の一人がどう取り組むか、集団討議し、職員研修の成果をWeb上にその都度、明確に（時期、研修内容、討議内容等々）掲載してもらいたい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 300 | その他 | 様々な状況で困っている子たちが、どうすれば安心して暮らせるのかを考えたときに、市の役割はとて大きいと思います。生き方も多様化している中で、学校も追いついていけないと感じます。学校に行けなくても行く場所があったり、親が頼れなくても子ども自身がhelpを出せる所があったり、そんな世の中になってほしいと思います（希望）。→そんな具体的なことがもっと見えてくる条例であればいいと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 301 | その他 | 特徴もちのお子さんがある家庭でも、気軽に外出できるように、普通の保育士ではなく専門的な知識や資格を持ったスタッフが常駐しているような「あずかり所」が、もっとたくさんあればと感じます。今すぐでなくてもいいんです。何年かけてでも、未来の親子が楽しく育児、また成長していける「まち」を作っていければと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |
| 302 | その他 | 子どもの権利について根拠となる国際法（条約）や国内法について大人の学びの場をぜひ作っていただきたい。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 303 | その他 | この条例が多くの市民に周知され、実際の支援が充実していくことを望みます。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 304 | その他 | 環境も施設も大事ですが、ゆっくり穏やかに寄り添える人がたくさんいることが望ましいと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |
| 305 | その他 | 色々な家庭があります。子ども達は、選んでその家庭にいるのではないです。子どもが子どもらしく権利を持って過ごすことは、子どもが大人になった時に自分の子どもにもきちんと権利をもつての育ちができると思います。もう少しわかりやすく、市民すべての人にこの素案が知られるように活動していったらいいと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 306 | その他 | 今、子どもに限らず、私たち個人の尊厳は大切にされていますか。自由と平等は実現していますか。健康で文化的な最低限度の生活は保障されていますか。先行き不透明な時代において実効性のある子どもの未来を応援できる施策になるのか、早く知りたいです。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | D |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|---|
| 307 | その他 | 子どもが自由にボールや自転車で遊べる公園を増やしてほしい。子どもの自殺を減らす、教職員のうつ病を減らすために何が 필요한のか？大人も子どもも生きやすい、親も子育てしやすい、そんな環境にしてほしい。貧困は必ず子どもの育ちに影響するので、市全体の経済の発展、賃金の引き上げを目指し、小学生を夜間、長期休みの時に預かってくださる場所を増やして、親が働ける時間を増やせるようにしてほしい。地域の人がたくさんで、地域の子を見守れる工夫をしてほしいです。子どもの医療費は、15才までは完全無料にしてほしいです。 | 頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | D |
| 308 | その他 | IT化の急速な発達、世界情勢の悪化と、子育てしづらい環境になっている現在、子どもの権利を大人がしっかりと意識し、心身共に健やかな子どもの育ちを願ってやみません。是非オンブズマンの設置もお願いし、しっかり機能する子ども条例を作って頂きたいです。期待しています。よろしくお願ひ申し上げます。 | 頂いたご意見も参考にしながら、相談機能の充実等について、検討してまいります。 | D |
| 309 | その他 | 素晴らしい条例をつくっても、皆が知らないままだと意味がありません。広く周知して頂き、特に子どもの教育に携わる教員の方々にはしっかり子どもの権利を理解して頂き、日々の子どもとの関わりの中に反映してもらえたらと思います。また、子どもも知っておく必要があると思います。自分たちにどんな権利が保障されているのか、学べる時間が全ての子どもにあるとよいと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、広報及び啓発に取り組んでまいります。 | D |
| 310 | その他 | ベビーシッターのサービスを提供しているがなかなか鹿児島では富裕層しか利用がない！だからと言って安く提供もできない。ベビーシッター割引チケット等あるが、鹿児島ではやっているのか？あればどんどんアピールし少しでも働くお母様の力になれば良い●待機児童も減らせるのでは？ | ベビーシッター割引チケットについては、鹿児島市では実施しておりませんが、ベビーシッターを利用される3歳以上は、保育を必要とする理由等の条件を満たすことで無償化の対象となります。 | E |
| 311 | その他 | 子どものために鹿児島市が”何か取り組みたい”というのはわかりますが、この条例は具体的に何をしたいかよくわかりません。もっとわかりやすく表現してほしいです。 | 今回の条例は、子どもの権利尊重を基本とした、子どもの健やかな育ちに視点を置いた理念的な要素の強い条例であることから、条文の表現も抽象的な内容が多くなっているところです。 | E |
| 312 | その他 | 「子どもの未来応援条例」未来を応援するために条例を作らないと応援できませんか？条例ができたとして、その条例に基づいてしか行政は動かないわけですから、未来を応援するためには、条例ではなく自由に応援するようであれば何かがあるたびに「条例では○○○○」と説明されるようになると思います。未来を応援する時、手の届かないところにさっと手が届くような行政運営を求めます。 | 今回の条例は、子どもの権利尊重を基本とした、子どもの健やかな育ちに視点を置いた理念的な要素の強い条例であることから、条文の表現も抽象的な内容が多くなっております。頂いたご意見も参考に、今後の行政運営に努めてまいります。 | E |
| 313 | その他 | 子どもの未来応援条例 私自身とても力を入れてほしいと思います。よろしくお願いいたします。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 314 | その他 | 子どもの権利を守るための制度等はこれまでもあったと思う。これまでの制度と、今回の条例と何がどう違うのかを示してあると、分かりやすくなる。物事を理解するとき、「比較」させてもらうとうまくいく。工夫してほしい。 | ご意見として承ります。 | E |
| 315 | その他 | 企業型保育園の空き状況閲覧サイトのようなものが、有料（施設毎に費用負担がある）で立ち上がっています。これは本来、市が情報提供できたらいいのではないのでしょうか？認可外保育園の情報の整備を早急にお願ひしたいです。 | 令和5年2月より、市HPで企業主導型保育施設の空き状況の公開を予定しております。 | E |

| | | | | |
|-----|-----|--|---|---|
| 316 | その他 | 買い物に行くと、障害者、妊産婦の駐車場は入り口付近にある。年子、多児、兄弟が多いなど、子どもが（1番下が6歳）になるまでは、優先駐車場を使用など、少しでも優しい、市の対策をみせてほしい。共働きで、周りの支援をもらえず、いまいちな対策の鹿児島市は子育てしにくい。今から税金をおさめるために社会を背負っていく健常児にも、充実した支援をしてほしい。 | 身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）については、鹿児島県での対応となります。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を検討してまいります。 | E |
| 317 | その他 | ある宗教にのめり込んだ親のために家庭崩壊した子供の事件、保育園送迎バスの中で死亡した子ども、痛ましいニュースが後を絶ちません。この素案が生かされ、実施されることを願っています。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 318 | その他 | 職場は市内坂之上で、且つ、児童発達支援センターでもあるが、自身も喜入町に住み、障害のある子を育ててきた経緯もあり、合併前とあまり変化のない現状に残念でならない。 今、事業所として自分たちにできる限りのことをやっているが、行政が主導で何とかしてもらおうことを、切に願っている。 | この条例では、市の責務として「基本理念ののっとり、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するもの」としており、頂いたご意見も参考にしながら、今後の取組を検討してまいります。 | E |
| 319 | その他 | 意味の分からない内容を書いてしまいましたが、市の職員でも理解して下さる方がいればよいです。子どもの未来応援、私も子どもがいる立場なので、とても大事だと思います。まだまだ未熟な親でえらそうなことは言えないですが、子どもを育てられる地域になるには、色んな大人の協力が必要だと思いますので、鹿児島市も先進的に動いてくれることを期待します。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 320 | その他 | 名称について ぜひ「子どもの権利」という文言を加えることをご検討いただきたいです。まずはすべての子どもに備わっている権利があるんだよと言うメッセージを、子どもに対して、彼ら（彼女ら）をとりまくすべての大人に対し発することが大事だと思います。 「子どもの未来応援」という言い方は、とても抽象的で、今現在子ども時代を生活している子どもたちにとっては「今」が大事なのに置き去りにされているとの印象を受けました。声を発することがむずかしい状況に置かれている子どもにとっては特に、即時に力になれるような方策がとられるべきだと思います。 | 子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。 また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 321 | その他 | ・条例の名称について…子どもの権利の視点（生きる・育つ・守られるの保障）が少しでも含まれる名称が望ましいと考えました。未来、応援、希望、保障、やくそく、夢、願い、幸せ、健やか、成長、権利、守る、安心などのキーワードを抽出し、「こどもの健やか未来応援条例」を考えました。ご参考までに検討ください。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 322 | その他 | 子ども主体となった応援条例でいいと思った。また、子どもの健やかな育ちの支援を保育所として行っていきたい。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 323 | その他 | <p>様々な人が読めるように、パブリックコメントに全て平仮名読みをつけていますが、読める＝意味が分かるではないので、平仮名をつけるだけではなく、もっと理解しやすい日本語で文章を構成する必要があると感じました。分かりやすい日本語にして意味が伝わりづらい場合は、（）して意味を付け加えるなどの配慮があった方がよいと思います。</p> <p>条約を制定→決まりをつくります 気運を醸成し→少しずつ実現できるように 送料不要→お金は必要ありません</p> | <p>条例の表記につきましては、一定の法則に従いながら、分かりやすい表現に努めてまいります。</p> | E |
| 324 | その他 | <p>鹿児島市子どもの未来応援条例という名前の「未来」が、引っかかります。未来も大事かもしれませんが、常に今の子ども達の事を第一に考えて欲しいです。応援というのも…</p> | <p>子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 325 | その他 | <p>制定の背景について 子どもたちが自分たちで考え、おとなとともに切り開いて行ける条例にしてくださいと子ども目線での制定となるとと思いますが、全体として、おとな中心の制定の背景が見えますので、ぜひ、ご検討ください。</p> | <p>制定の背景は、今回の条例制定にあたり、市としての考え方や条例全体の内容を補足する意味合いがある部分となります。</p> | E |
| 326 | その他 | <p>名称について 案だとは、思いますが、子どもの権利条約を大事にしているとは思いますが、応援という言葉は、あくまでも客体としてのことばなので、子どもとともに変えていく街づくりを本気でめざしていくとするならば、きちんと子どもの権利条約条例の方がはっきりとしていいと思います。あくまでも、応援では何も変化がないとおもいますので、条例名だけは、きちんと配慮をお願いいたします。子どもを主人公として、おとながともに論議し、真剣に子どもの意見を聞く姿勢が私たちに問われている時代だと思えます。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 327 | その他 | <p>子どもたちの未来が幸せである様に、私も私のできることから応援していきたいと思いました。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | E |
| 328 | その他 | <p>結局、誰が必要として考えているのかわかりませんでした。子どもたちが読んだときに一度で理解するのは難しいと思いました。この条例を制定しようと動き出したきっかけは何なのか気になります。良いことをしようとしているのに、わかりにくいです。もっと、鹿児島市民の声をきいてから、改めて制定、施策できないのでしょうか。一方的な供給のように思えます。デジタル化が進んでいますが、人の感情は人との関りでしか生まれません。デジタルやAIに頼りすぎない動きが必要だと思えます。</p> | <p>条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。</p> | E |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|---|
| 329 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども達が、自分たちのための条例だという認識をもつために、子どもにもわかりやすい言葉でもぜひ策定していただきたいです。 この条例を策定を行うことで、具体的にどのようなメリットがあるのか、効力的なものもぜひあわせて周知していただけると嬉しいです。 「子どもアドボカシー」「意見表明権」という言葉をぜひもっと織り交ぜただけだと嬉しいです。 <p>子どもたちのためによりしくお願いします。</p> | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 330 | その他 | 私の子供が通っている学校は地域の方々がたくさんサポートして下さる地域です。米作り、野菜作り、登下校の見守りなど、子供が入学して初めて知りました。とても環境の良い地域です。 | 引き続き、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援していけるよう、取り組んでまいります。 | E |
| 331 | その他 | 条例のネーミングについて「鹿児島市子どもの未来応援条例」と未来応援が強調されていることに違和感も若干あります。子どもの現在も応援してほしいという気持ちも大きいです。「鹿児島市子どもの権利（支援・応援→なくてもよいかと…）条例」とはっきりすっきり表示でもわかりやすくてよろしいのではないかと思います。愛が感じられ、現在の子どもの状況がすぐ支援されるような条件になりますよう、よろしくをお願いします。 | 子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 332 | その他 | 条例名に、未来という表現は必要ないと思います。今の子どもたちが幸せか、嬉しい顔をしているのかを最重要と考えましょう。子どもの今を！応援しよう条例。一人ひとりの子どもに関してのカンファレンスが欲しい。これ程、少子化が進んでしまった昨今、この子たちが、芸術や文化に日常的に触れ、ともに育ちあう豊かな生活環境を与えたい。子どもたちが競争社会でなく、経済優先でもなく人生を楽しむことを享受出来ることを願っています。『子どもの権利条約』を実行できるよう周知実行の徹底をお願いします。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。また、頂いたご意見も参考にしながら、子ども達の社会参加及び子どもの居場所づくり、広報・啓発の取組を進めてまいります。 | E |
| 333 | その他 | 一、条例の名称に「子どもの権利」という文言がないと条例の目的が薄れてしまうと思います。他の自治体をみても「権利」という文言が入っているところが多いように思います。会議録に、あえて「権利」を入れなかった理由が書かれていたが、子どもたちや一般市民に失礼だと思いました。 | 子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 334 | その他 | 五、最後に、今の時代は意見を鑑みると、「旧統一教会」側からの意見も出てくると思います。条文の中に「旧統一教会」の家庭観を思い起こすような表現への変更は好ましくありません。後々に禍根を残します。慎重に市民の意見をすくい取っていただきたいと思います。 | 頂いたご意見も参考にしながら、提出された意見に対応します。 | E |
| 335 | その他 | 当事者である子どもたちが読んでわかる表現、内容にした方がいいと思います。また、武蔵野市の「子どもの権利に関する条例検討委員会」報告書のように保障すべき子どもの権利がもう少し具体的にあれば、子どもたちにとって、実際の生活で役立つ条例になると考えます。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |

| | | | | |
|-----|-----|---|---|---|
| 336 | その他 | <p>・仮称である「子どもの未来応援条例」の未来というワードに引っ掛かりを感じました。仮称だけをみた場合、私は1番最初の印象は子どもたちの応援をして欲しいのは今のただけれど、とネガティブな印象を持ちました。もちろん中身を読めば分かりますが、知ってもらい、それが根付くためのネーミングはもっと今を大事にしたワードの方が好ましく感じます。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 337 | その他 | <p>・草案を読んで大人の私でもとても言葉が難しく読みにくいと感じました。これでは子どものための条例であるはずなのに子どもたちが理解できません。18歳未満の子どもパブリックコメントの回答対象なら尚更です。自身が理解するため時間がかかるため、とても子どもにもわかるように説明ができませんでした。子ども向けのお話会や資料等も必要だと感じました。草案から子どもたちの意見を取り入れ希望をたくさん持って未来につながる条例になることを願っています。</p> | <p>条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。</p> | E |
| 338 | その他 | <p>条例名について ぜひ、ひとめで「子どもの権利」がわかるような条例にしていきたいです。 子どもの未来応援条例では、「今は応援しないの？」と思えてしまいます。 子どもの今と未来を応援する。社会で責任をもって支える。さらに、子どもが一目で自分に権利があると理解できるような条例名が望ましいと思います。 「鹿児島市子どもの権利条例」が最適だと思います。</p> | <p>子どもの未来を応援するためにこそ、今の子ども達の権利が社会全体で保障される必要があると考えております。 また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 339 | その他 | <p>② 条例の名称は、応援条例ではなく、子どもの権利条例とすることを願います。制定前のアンケートでもお分かりのように、子どもの権利条約は国際法で定められていて、日本も批准していますが、その認知度は決して高くありませんし、まだまだ「子どもに権利なんて」と考えている人が多いのも事実です。だからこそ、「子どもの権利」という言葉を明確に使用し、その啓蒙を図ることが大切ではないかと考えます。鹿児島市が子どもの権利の推進する市としてトップにおどりであるよう願っています。子どもがいきいきとあそび、まなび、身体を動かし豊かな子ども時代を過ごせるまちづくりへとつなげていく基盤となるような条例づくりを会員一同期待しています。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 340 | その他 | <p>全体的に文章が固いので、子どもやお母さん達が読むことも考えて、条例にする時は、わかりやすい平易な言葉で具体例をあげながら書かれることを希望いたします。</p> | <p>条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。</p> | E |
| 341 | その他 | <p>④ 子どもたちが一番生活のなかで大きな時間を使う学校や保育園、子ども園などの関連は、どこにあるのでしょうか？わかりにくかったです。</p> | <p>④ 今回のパブリックコメントに定義部分は含まれていませんが、学校や保育園等は育ち学ぶ施設に位置づける予定です。</p> | E |

| | | | | |
|-----|-----|--|--|---|
| 342 | その他 | <p>③ 子どもや全ての人が理解しやすい名称にすべきです。 鹿児島市子ども未来応援条例→子どもの権利に関する条例 ※いじめや差別をなくし、子供の基本的人権を守る条例であるべきで、 名は体を表すという言葉があります。現在の仮称では何の条例かわからない。 川崎市を参考にして頂くとありがたいです。④ 条例違反の苦情処理、救済を明記 してもらいたいです。</p> <p>川崎市 子どもの権利に関する条例 わたしたちも大切な権利を持っています 子供たちの意見反映された条例です (例) 男女平等条例なら、差別があるから平等にと、わかりますが、男女共同参画 では差別は見えません。鹿児島市もだれでもわかる名称にして下さるよう希望 します。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指す ものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子ども の未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 343 | その他 | <p>子どもたちから（子ども食堂のボランティアをしていて、子どもたちに絵本や手作 り紙しばいを使って子どもの権利のことをつたえ、話しを聞いてみました。） ・お父さんお母さんがにこにこしているのが一番ほっとする。うれしい（6才） ・みんな手をあげて思っていることいってって言われるけど全員にあたらなくてお わっちゃう。（小1） ・好きなことをたくさんできる時間が幸せ（小2） ・大人はスマホではなくわたしを見る時間を多くして（小1） ・自分で決めて行動できる、と思えることがつみ重なっていくといいんだと思う (小5) などの声が出ました。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> | E |
| 344 | その他 | <p>こどもが権利を実感することは活動や生活の中で自分を大事にされたという経験の 積み重ねだと思うので、それができる時間（ゆとり）と場がつくられることを大人 もみんなでも考えたいです。市として子どもの今と未来をみんなで保障し応援すると 宣言することは大事なことであり素晴らしいことと思っています。子どもにそれが 伝わるのが大事で、全ての子どものに広く伝え、子どもが祝ってくれる（望まれ る）ことが大事だと考えます。この条例が出来る時、子どもがたくさん関わってお 祝いしたいです（パレード、市長、大人、子どももみんなで祝う会をする）。そし て、毎年、具体的な子どもが知り、学び、表明する機会がしっかり作られること が、この条例が作られる意味だと考えます。この条例が広く市民みんなにとって自 分事であり続けるように施策に反映されることを望みます。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の 取組を進めてまいります。</p> | E |
| 345 | その他 | <p>名称は「鹿児島市子どもの権利条例」にしてください。子どもが主体ということ をはっきりアピールすべきです。「未来応援」では大人の目線としかうけとれませ せん。前文はどうなるのでしょうか。ぜひ、子ども達が「自分たちのための条例」だ と思える文章にしていきたいです。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指す ものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子ども の未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |
| 346 | その他 | <p>名称を「鹿児島市子どもの権利条例」にしてください。「子どもが主体」ということ を、もっとはっきりアピールすべきです。子どもの権利と成長を保障する条例なの ですから、この条例案について、まずは中学校の生徒会連合会など、子どもたちの 意見を聞いてから、内容を検討すべきではないでしょうか。子どもの権利条例とし て、抜本的に書き換えた上、再度意見募集してください。</p> | <p>この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指す ものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子ども の未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。</p> | E |

| | | | | |
|-----|-----|--|---|---|
| 347 | その他 | 子どもたちの今を大切に、子どもの権利がしっかり守られますように。本気で考えたものにしてください。 | 子どもの権利が守られるよう、市としても取り組んでまいります。 | E |
| 348 | その他 | 子供達そして保護者が何か少しでも不安に感じた事、気になった事があった時に、どうしたらいいのか？子供はどうあるべきなのか？この概要を見た時に誰もが分かりやすいような物にしてほしいです。SDG sのような感じで。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 349 | その他 | 条例の内容をもっとわかりやすく、具体的な案を提示してもらいたいと思います。子供の事を考える事。社会につながって豊かになる世界を近い未来で見たいです。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 350 | その他 | 少子化がすすんでいる中、1人1人の子どもや子どものいる家庭を市民で応援して、子育てしやすい鹿児島市になるように望みます。 | 賛同のご意見として承ります。 | E |
| 351 | その他 | 子どものための条例なので、ルビはふってあるものの、子ども自身が理解できる内容であればいいなあと思いました。難しいと…。条例名ですが、子どもの未来も含めて今（現在）も大事にしている名称の方が好感がもてます。 | 条例は一定のルールに従って内容を規定するため、子どもたちにとって分かりにくい表現になっていると思います。条例制定後は、頂いた意見も参考にしながら、条例の内容や子どもの権利について広報及び啓発に取り組んでまいります。また、この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 352 | その他 | 県の家庭教育条例との関係はいかがですか？子育てをしていくのにたくさんの用語がある現在、家庭・保護者に責任を負わせる形にならないよう、公的保証が充実することを望みます。 | 鹿児島県家庭教育支援条例と、直接的な関係はありません。 | E |
| 353 | その他 | 子どもの未来応援条例が、豊かな中身となって一日も早く成立し、子どもの権利実施の為に役立つことを願います。意見提出に当って、日本国憲法や子どもの権利条約を改めて学ぶ良い機会になりました。子どもの豊かな未来をどう保障してゆくか、一市民としての責任も感じました。 | 賛同のご意見として承ります。私達大人が子どもの権利を尊重するために、何ができるか、また何をしなければならないのか、社会全体で考え続けていく必要があると考えております。 | E |
| 354 | その他 | 平成26年4月から県で施行されている「鹿児島県家庭教育支援条例」との関りはありませんか。 | 鹿児島県家庭教育支援条例と、直接的な関係はありません。 | E |
| 355 | その他 | パブリックコメントの資料を読ませてもらいましたが、少し旧統一教会の人たちがいつていることと似たような気がします。二の舞にならぬよういい条例を作成してください。 | ご意見として承ります。 | E |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|---|
| 356 | その他 | 日本国憲法やこども基本法があり、なぜ今、市でも条例でわざわざ作る必要があるのでしょうか。教えてください。 | 近年、児童虐待や子どもの貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー等の子どもたちをめぐる様々な課題が生じておりますが、これらは子どもの人権と深く関わっています。そこで、自治体という、生活者としての子どもの身近な場所で、子ども支援や子どもの権利の実現が必要だと考え、条例制定を検討したところです。 | E |
| 357 | その他 | 子どもたちが自分たちでは気づきにくく、声を上げられたいことも多いです。教職員不足の問題、大人数のクラスでの授業（コロナ禍なのに）、急に生理になった時、など周りの大人が見取って最善の環境をつくってあげたいものです。 | 大人が子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を考え、子どもの健やかな育ちにつながるよう、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の取組を進めてまいります。 | E |
| 358 | その他 | 申し分のない「鹿児島市子どもの未来応援条例素案」が出来ていると思います。全県民が周知して頂けることを願います。温度差の無い鹿児島市であることを応援し協力していきます。 | 賛同のご意見として承ります。また、頂いたご意見も参考にしながら、条例制定後の広報及び啓発に取り組んでまいります。 | E |
| 359 | その他 | 子どもの意見を重視しすぎてわがままにならない配慮も必要です。 | 子どもの意見を尊重することは、子どもの意見通りにするというのではなく、子どものために一番良いことを、子どもと大人が対話しながら考えていくことです。子どもの意見を尊重することで、子どもがわがままになるのではなく、自分の権利を尊重されるという経験を通して、他者にも同じように大切な権利があることを学び、他者に対する配慮や社会への関心を持っていくと考えています。 | E |
| 360 | その他 | 毒親の特徴として、「自分が上、子供はした」歯向かうと「誰のおかげで生きていられると思うんだ」と叫ぶ。子供が歪んで育っても「過去のことは忘れなさい」と反省の色なしで責任を取ろうとしない。子供の成果は親のもの子供のミスは子供のせいにする思考とか。自分のやってきた悪行を棚に上げる親は価値があるのでしょうか？ | ご意見として承ります。 | E |
| 361 | その他 | 条例の仮称ですが「子どもの権利を保障する条例」なので「権利」の部分に残している方がいいのでは…と思います。会議録も読ませていただき「名称を『子どもの権利』とすると、一般の人にはとっつきにくい」「権利も大切だがメッセージ性も大事」という経緯があったとのことですが、かえって条例の本質は伝わりにくくなったと感じます。もし「権利」がとっつきにくいというのなら条例制定後もくり返し周知活動・調査（アンケート等）結果の反映を実施して、市民全体にもっとなじんでいくようにしていけばいいのではないかと思います。この条例をきっかけに、大人も子どもにも改めて子どもの権利が周知され、”どんな子にも権利がある、SOSを発してい、声をあげていこう/軽んじられることなくすくいあげこれからの社会に活かそう” →という考え方があたり前な鹿児島市になってくれたら、それが一番嬉しいです。 | この条例は、子どもの権利を尊重することを通して、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、具体的な子どもの権利について規定する内容ではないことから、子どもの未来応援条例で進めてまいりたいと考えております。 | E |
| 362 | その他 | 全国的に「教育県」「点数主義」スポーツにおいても勝ち負けが重視される鹿児島の状況です。それが子ども達に追いつめ、苦しめている様に強く思います。個々の多様性が重要視される国際社会に逆行しない様にするために、点数主義、何につけても順番が評価される社会を変えたいです。そのために私達大人が何をすべきか地域、行政に問われていると思います。今回いろいろ考えさせられるすばらしい機会をいただきました。大変とは思いますが未来に向けて共につくり合いましょう。 | ご意見ありがとうございます。私達大人が子どもの権利を尊重するために、何ができるか、また何をしなければならないのか、社会全体で考え続けていく必要があると考えております。 | E |

※他に、「公表はしないでほしい」旨の要望があった意見が1件あった。